

岩手県部局等設置条例及び広域振興局等設置条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第36号

岩手県部局等設置条例及び広域振興局等設置条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(道路愛護会設置奨励規則の一部改正)

第1条 道路愛護会設置奨励規則(昭和24年岩手県規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第3条 [略] 2 前項の工事又は作業をしようとするときは、設計図書を添え所管する広域振興局長又は地方振興局長(以下「局長」という。)の指導を受けなければならない。ただし、天災事変その他の事由により急施を要する場合は、事後に承認を受けることができる。	第3条 [略] 2 前項の工事又は作業をしようとするときは、設計図書を添え所管する広域振興局長(以下「局長」という。)の指導を受けなければならない。ただし、天災事変その他の事由により急施を要する場合は、事後に承認を受けることができる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(肥料取締法施行細則の一部改正)

第2条 肥料取締法施行細則(昭和25年岩手県規則第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(届出書の経由機関等) 第3条 知事に提出する次に掲げる届出書は、届出人の住所地(法人にあっては、主たる事務所の所在地)の所管する広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局長を経由しなければならない。 (1)・(2) [略] 2 [略]	(届出書の経由機関等) 第3条 知事に提出する次に掲げる届出書は、届出人の住所地(法人にあっては、主たる事務所の所在地)を所管する広域振興局長を経由しなければならない。 (1)・(2) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(建築士法施行細則の一部改正)

第3条 建築士法施行細則(昭和25年岩手県規則第86号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(提出書類の部数及び経由) 第2条 [略] 2 前項の書類のうち知事又は国土交通大臣に提出する書類は、所管する広域振興局長又は地方振興局長(以下「局長」という。)を経由しなければならない。	(提出書類の部数及び経由) 第2条 [略] 2 前項の書類のうち知事又は国土交通大臣に提出する書類は、所管する広域振興局長(以下「局長」という。)を経由しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(家畜貸付譲渡規則の一部改正)

第4条 家畜貸付譲渡規則(昭和26年岩手県規則第68号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第4条 [略] 2 前項の貸付期間は、知事(種雄以外の家畜については、所	第4条 [略] 2 前項の貸付期間は、知事(種雄以外の家畜については、所

<p>管する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）<u>以下第5条、第6条、第9条、第10条第1項、第11条、第14条第2項、第3項及び第15条</u>において同じ。）が必要と認めるとき又は貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）から申請があったときは、短縮し、又は延長することができる。</p> <p>第16条 この規則により知事に提出する書類は、所管する<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の長</u>を経由しなければならない。</p>	<p>管する広域振興局長（以下「局長」という。）<u>第5条、第6条、第9条、第10条第1項、第11条、第14条第2項及び第3項並びに第15条</u>において同じ。）が必要と認めるとき又は貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）から申請があったときは、短縮し、又は延長することがある。</p> <p>第16条 この規則により知事に提出する書類は、所管する<u>局長</u>を経由しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

（岩手県養ほう振興法施行細則の一部改正）

第5条 岩手県養ほう振興法施行細則（昭和31年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（書類の経由）</p> <p>第4条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、所管する<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の長</u>を経由しなければならない。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 振興局長 _____ 様</p> <p>[略]</p>	<p>（書類の経由）</p> <p>第4条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、所管する<u>広域振興局長</u>を経由しなければならない。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 広域振興局長 _____ 様</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

（岩手県農業改良資金貸付規則の一部改正）

第6条 岩手県農業改良資金貸付規則（昭和31年岩手県規則第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（貸付資格の認定）</p> <p>第6条 法第7条の資金の貸付けを受けることが適当である旨の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、別に定める様式による農業改良措置計画認定申請書に別に定める様式による借入申込希望書及び経営改善資金計画書を添えて、所管する<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>（貸付資格の認定）</p> <p>第6条 法第7条の資金の貸付けを受けることが適当である旨の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、別に定める様式による農業改良措置計画認定申請書に別に定める様式による借入申込希望書及び経営改善資金計画書を添えて、所管する<u>広域振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

（技能職員等の給与に関する規則の一部改正）

第7条 技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第7条の8 特殊自動車運転作業手当は、<u>広域振興局若しくは広域振興局総合支局の土木部、地方振興局土木部若しくは土木事務所、農業研究センター又は農業大学校に勤務する職員</u></p>	<p>第7条の8 特殊自動車運転作業手当は、<u>広域振興局土木部、農業研究センター又は農業大学校に勤務する職員</u>が、次に掲げる作業に従事したときに、支給する。</p>

<p>化資金利子補給承認申請書（様式第1号）を所管する広域振興局長又は地方振興局長（当該融資を受けようとする者が法第2条第1項第3号に規定する農業協同組合連合会又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第2号に規定する農業協同組合中央会、同条第3号に規定する農業共済組合連合会、同条第4号に規定する土地改良区連合、同条第5号に規定するたばこ耕作組合、同条第7号に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは同条第8号に規定する株式会社（別に定めるものに限る。）であるときは、知事。以下「知事等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、知事に提出するときは、所管する<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の長</u>を経由しなければならない。</p> <p>様式第1号（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事 様 （<u> 振興局長</u>）</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事 （<u> 振興局長</u>）氏 名印</p> <p>[略]</p>	<p>化資金利子補給承認申請書（様式第1号）を所管する広域振興局長（当該融資を受けようとする者が法第2条第1項第3号に規定する農業協同組合連合会又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第2号に規定する農業協同組合中央会、同条第3号に規定する農業共済組合連合会、同条第4号に規定する土地改良区連合、同条第5号に規定するたばこ耕作組合、同条第7号に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは同条第8号に規定する株式会社（別に定めるものに限る。）であるときは、知事。以下「知事等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、知事に提出するときは、所管する<u>広域振興局長</u>を経由しなければならない。</p> <p>様式第1号（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事 様 （<u> 広域振興局長</u>）</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事 （<u> 広域振興局長</u>）氏 名印</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

（建設業法施行細則の一部改正）

第12条 建設業法施行細則（昭和37年岩手県規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（申請書等の提出）</p> <p>第2条 法及び省令の規定による申請書及び届書は、建設業者の主たる営業所の所在地を所管する<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の長</u>を経由しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>（申請書等の提出）</p> <p>第2条 法及び省令の規定による申請書及び届書は、建設業者の主たる営業所の所在地を所管する<u>広域振興局長</u>を経由しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

（保健所手数料免除規則の一部改正）

第13条 保健所手数料免除規則（昭和37年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（申請書等）</p> <p>第3条 手数料の免除を受けようとする者は、別に定める様式による保健所手数料免除申請書を、当該申請をする者が前条</p>	<p>（申請書等）</p> <p>第3条 手数料の免除を受けようとする者は、別に定める様式による保健所手数料免除申請書を、当該申請をする者が前条</p>

<p>各号に規定する者にあつては所管する<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>に、その他の者にあつては所管する<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の長</u>を経由して知事に提出しなければならない。</p>	<p>各号に規定する者にあつては所管する広域振興局長に、その他の者にあつては所管する<u>広域振興局長</u>を経由して知事に提出しなければならない。</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県漁港管理条例施行規則の一部改正)

第14条 岩手県漁港管理条例施行規則（昭和39年岩手県規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(甲種漁港施設の滅失等の届出)</p> <p>第2条 条例第3条第2項の規定による届出をしようとする者は、甲種漁港施設滅失（損傷）届（様式第1号）を<u>所管地方振興局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(指定区域内における工作物の新築の承認申請等)</p> <p>第3条 条例第4条第1項の規定による承認を受けようとする者は、指定区域内工作物新築等承認申請書（様式第2号）を<u>所管地方振興局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(危険物等の荷役の許可申請等)</p> <p>第4条 条例第6条第2項の規定による許可を受けようとする者は、危険物等荷役許可申請書（様式第3号）を<u>所管地方振興局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(陸揚輸送及び出漁準備区域における停係泊の承認申請)</p> <p>第5条 条例第9条第3項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、陸揚輸送及び出漁準備区域における停（係）泊承認申請書（様式第4号）を<u>所管地方振興局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(甲種漁港施設の使用の届出)</p> <p>第6条 条例第10条の規定による届出をしようとする者は、甲種漁港施設使用届（様式第5号）を<u>所管地方振興局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(占用等の許可申請)</p> <p>第7条 条例第11条第1項の規定による許可を受けようとする者は、甲種漁港施設占用等許可申請書（様式第6号）を<u>所管地方振興局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第12条第1項の規定による許可を受けようとする者は、レクリエーション等（指定漁港）施設使用許可申請書（様式第7号）を<u>所管地方振興局長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(甲種漁港施設の滅失等の届出)</p> <p>第2条 条例第3条第2項の規定による届出をしようとする者は、甲種漁港施設滅失（損傷）届（様式第1号）を<u>所管広域振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(指定区域内における工作物の新築の承認申請等)</p> <p>第3条 条例第4条第1項の規定による承認を受けようとする者は、指定区域内工作物新築等承認申請書（様式第2号）を<u>局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(危険物等の荷役の許可申請等)</p> <p>第4条 条例第6条第2項の規定による許可を受けようとする者は、危険物等荷役許可申請書（様式第3号）を<u>局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(陸揚輸送及び出漁準備区域における停係泊の承認申請)</p> <p>第5条 条例第9条第3項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、陸揚輸送及び出漁準備区域における停（係）泊承認申請書（様式第4号）を<u>局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(甲種漁港施設の使用の届出)</p> <p>第6条 条例第10条の規定による届出をしようとする者は、甲種漁港施設使用届（様式第5号）を<u>局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(占用等の許可申請)</p> <p>第7条 条例第11条第1項の規定による許可を受けようとする者は、甲種漁港施設占用等許可申請書（様式第6号）を<u>局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第12条第1項の規定による許可を受けようとする者は、レクリエーション等（指定漁港）施設使用許可申請書（様式第7号）を<u>局長</u>に提出しなければならない。</p>

3 [略]

(船舶の一時的な使用の届出)

第7条の2 条例第12条の2の規定による届出をしようとする者は、漁港施設一時使用届(様式第8号)を所管地方振興局長に提出しなければならない。

(減免等の基準)

第9条 条例第13条第3項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定により占用料等又は採取料等の減免につき特別の理由があると認める場合は、次の基準によるものとする。

(1)～(5) [略]

(6) 前各号に掲げる場合のほか、県の行政遂行上特に必要があると知事又は所管地方振興局長が認めたとき。

(減免申請)

第9条の3 条例第13条第3項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定により占用料等又は採取料等の減免を受けようとする者は、占用料等(採取料等)減免申請書(様式第9号)を第7条第1項若しくは第2項又は漁港漁場整備法施行細則(昭和48年岩手県規則第7号)第6条第2号若しくは第4号の許可申請書に添付して知事又は所管地方振興局長に提出しなければならない。第7条第3項又は漁港漁場整備法施行細則第8条第2項の規定により許可の有効期間満了後継続して第7条第1項若しくは第2項又は漁港漁場整備法施行細則第6条第2号若しくは第4号の許可申請書を提出する場合も同様とする。

(入出港の届出)

第10条 [略]

2 条例第15条第1項の規定による届出をしようとする者は入出港届(様式第10号(国際航海に従事する船舶に係るもの)にあっては、漁港漁場整備法施行規則(昭和26年農林省令第47号)第8条の2に規定する様式)を、条例第15条第2項の規定による報告をしようとする者は入出港状況報告書(様式第11号)を所管地方振興局長に提出しなければならない。

様式第1号(第2条関係)

[略]

地方振興局長 様

[略]

様式第2号(第3条関係)

[略]

地方振興局長 様

[略]

3 [略]

(船舶の一時的な使用の届出)

第7条の2 条例第12条の2の規定による届出をしようとする者は、漁港施設一時使用届(様式第8号)を局長に提出しなければならない。

(減免等の基準)

第9条 条例第13条第3項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定により占用料等又は採取料等の減免につき特別の理由があると認める場合は、次の基準によるものとする。

(1)～(5) [略]

(6) 前各号に掲げる場合のほか、県の行政遂行上特に必要があると知事又は局長が認めたとき。

(減免申請)

第9条の3 条例第13条第3項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定により占用料等又は採取料等の減免を受けようとする者は、占用料等(採取料等)減免申請書(様式第9号)を第7条第1項若しくは第2項又は漁港漁場整備法施行細則(昭和48年岩手県規則第7号)第6条第2号若しくは第4号の許可申請書に添付して知事又は局長に提出しなければならない。第7条第3項又は漁港漁場整備法施行細則第8条第2項の規定により許可の有効期間満了後継続して第7条第1項若しくは第2項又は漁港漁場整備法施行細則第6条第2号若しくは第4号の許可申請書を提出する場合も同様とする。

(入出港の届出)

第10条 [略]

2 条例第15条第1項の規定による届出をしようとする者は入出港届(様式第10号(国際航海に従事する船舶に係るもの)にあっては、漁港漁場整備法施行規則(昭和26年農林省令第47号)第8条の2に規定する様式)を、条例第15条第2項の規定による報告をしようとする者は入出港状況報告書(様式第11号)を局長に提出しなければならない。

様式第1号(第2条関係)

[略]

広域振興局長 様

[略]

様式第2号(第3条関係)

[略]

広域振興局長 様

[略]

<p>注 添付書類</p> <p>一般平面図、求積図、設計図、構造図、利害関係者の同意書その他<u>地方振興局長</u>が必要と認める書類</p> <p>[略]</p>	<p>注 添付書類</p> <p>一般平面図、求積図、設計図、構造図、利害関係者の同意書その他<u>広域振興局長</u>が必要と認める書類</p> <p>[略]</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第3号から様式第5号までの様式中「地方振興局長 様」を「広域振興局長 様」に改める。

改正前	改正後
<p>様式第6号（第7条、第9条の3関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>地方振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>注1 一般平面図、求積図、設計図、構造図その他<u>地方振興局長</u>が必要と認める書類を添付してください。</p> <p>2 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第7号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>地方振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>注1 誓約書、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項に規定する船舶検査証書及び小型船舶登録規則（平成14年国土交通省令第4号）第9号様式に規定する小型船舶登録事項通知書（登録済の場合に限る。）の写し、住民票抄本（申請者が岩手県外に住所を有する場合に限る。）、登記簿抄本（申請者が法人である場合に限る。）、航行予定区域を示す図面その他<u>地方振興局長</u>が必要と認める書類を添付してください。</p> <p>注2 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>様式第6号（第7条、第9条の3関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>注1 一般平面図、求積図、設計図、構造図その他<u>広域振興局長</u>が必要と認める書類を添付してください。</p> <p>2 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第7号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>注1 誓約書、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項に規定する船舶検査証書及び小型船舶登録規則（平成14年国土交通省令第4号）第9号様式に規定する小型船舶登録事項通知書（登録済の場合に限る。）の写し、住民票抄本（申請者が岩手県外に住所を有する場合に限る。）、登記簿抄本（申請者が法人である場合に限る。）、航行予定区域を示す図面その他<u>広域振興局長</u>が必要と認める書類を添付してください。</p> <p>2 [略]</p> <p>[略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第8号から様式第11号までの様式中「地方振興局長 様」を「広域振興局長 様」に改める。

（用品調達基金条例施行規則の一部改正）

第15条 用品調達基金条例施行規則（昭和39年岩手県規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） <u>広域振興局等</u> 広域振興局及び地方振興局をいう。</p> <p>（4） <u>出納局長等</u> 出納局長又は<u>広域振興局等の長</u>をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） <u>出納局長等</u> 出納局長又は<u>広域振興局長</u>をいう。</p>

<p>(5) <u>会計管理者等 会計管理者又はその委任を受けた広域振興局総務部又は地方振興局企画総務部</u>の出納員をいう。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(集中調達)</p> <p>第6条 出納局長は、<u>広域振興局等</u>で購入する用品について、集中的に購入することにより効率的な調達を図る必要があると認めるときは、品目を選定して、毎年2月末日までに<u>広域振興局等の長</u>に通知しなければならない。</p> <p>2 <u>広域振興局等の長</u>は、前項の規定により通知を受けたときは、当該品目に係る所要数量を取りまとめの上、毎四半期の初日前20日までに<u>出納局長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(検収の依頼)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定により依頼を受けた物品管理者は、物品検収員に会計規則第186条第2項の規定により検収を行わせ、同項に規定する検収印及び物品検収員の認印を押した納品書又は引渡書を出納局長等に送付しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>(集中調達用品の払出し)</p> <p>第11条 出納局長は、第6条第2項の規定により<u>広域振興局等の長</u>から報告を受けたときは、当該用品を購入し、<u>広域振興局等の長</u>に交付しなければならない。</p>	<p>(4) <u>会計管理者等 会計管理者又はその委任を受けた広域振興局経営企画部 (県南広域振興局にあっては、総務部)</u>の出納員をいう。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(集中調達)</p> <p>第6条 出納局長は、<u>広域振興局</u>で購入する用品について、集中的に購入することにより効率的な調達を図る必要があると認めるときは、品目を選定して、毎年2月末日までに<u>広域振興局長</u>に通知しなければならない。</p> <p>2 <u>広域振興局長</u>は、前項の規定により通知を受けたときは、当該品目に係る所要数量を取りまとめの上、毎四半期の初日前20日までに<u>出納局長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(検収の依頼)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定により依頼を受けた物品管理者は、物品検収員に会計規則第186条第3項の規定により検収を行わせ、同項に規定する検収印及び物品検収員の認印を押した納品書又は引渡書を出納局長等に送付しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>(集中調達用品の払出し)</p> <p>第11条 出納局長は、第6条第2項の規定により<u>広域振興局長</u>から報告を受けたときは、当該用品を購入し、<u>広域振興局長</u>に交付しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(森林病虫害等防除法施行細則の一部改正)

第16条 森林病虫害等防除法施行細則(昭和39年岩手県規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(損失補償の申請)</p> <p>第5条 法第8条第1項の補償を受けようとする者は、森林病虫害等駆除(特別伐倒駆除、補完伐倒駆除)補償申請書(様式第4号)により所管する<u>広域振興局長又は地方振興局長(以下「局長」という。)</u>に申請しなければならない。</p> <p>(発生の報告)</p> <p>第7条 法第12条の規定により通報を受けた市町村長は、その被害状況を森林(樹木、伐採木、苗畑)病虫害等発生報告書(様式第6号)により所管する<u>局長</u>に報告しなければならない。</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>[略]</p>	<p>(損失補償の申請)</p> <p>第5条 法第8条第1項の補償を受けようとする者は、森林病虫害等駆除(特別伐倒駆除、補完伐倒駆除)補償申請書(様式第4号)により所管する<u>広域振興局長</u>に申請しなければならない。</p> <p>(発生の報告)</p> <p>第7条 法第12条の規定により通報を受けた市町村長は、その被害状況を森林(樹木、伐採木、苗畑)病虫害等発生報告書(様式第6号)により所管する<u>広域振興局長</u>に報告しなければならない。</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>[略]</p>

振興局長 氏 名印	広域振興局長 氏 名印
[略]	[略]
備考1 命ぜられた措置を完了したときは、別紙森林（樹木、苗畑）病害虫等駆除（特別伐倒駆除、補完伐倒駆除）実施届により、所管する広域振興局長又は地方振興局長に届け出てください。	備考1 命ぜられた措置を完了したときは、別紙森林（樹木、苗畑）病害虫等駆除（特別伐倒駆除、補完伐倒駆除）実施届により、所管する広域振興局長に届け出てください。
2 命ぜられた措置を完了し、法第8条第1項の損失の補償を受けようとするときは、別紙森林病害虫等駆除（特別伐倒駆除、補完伐倒駆除）補償申請書により、所管する広域振興局長又は地方振興局長に申請してください。	2 命ぜられた措置を完了し、法第8条第1項の損失の補償を受けようとするときは、別紙森林病害虫等駆除（特別伐倒駆除、補完伐倒駆除）補償申請書により、所管する広域振興局長に申請してください。
3 [略]	3 [略]
[略]	[略]
様式第2号（第3条関係）	様式第2号（第3条関係）
[略]	[略]
振興局長 氏 名印	広域振興局長 氏 名印
[略]	[略]
様式第3号（第4条関係）	様式第3号（第4条関係）
[略]	[略]
備考1 指示された措置を完了したときは、別紙森林（樹木、苗畑）病害虫等駆除（特別伐倒駆除、補完伐倒駆除）実施届により、所管する広域振興局長又は地方振興局長に届け出てください。	備考1 指示された措置を完了したときは、別紙森林（樹木、苗畑）病害虫等駆除（特別伐倒駆除、補完伐倒駆除）実施届により、所管する広域振興局長に届け出てください。
2 指示された措置を完了し法第8条第1項の損失の補償を受けようとするときは、別紙森林病害虫等駆除（特別伐倒駆除、補完伐倒駆除）補償申請書により、所管する広域振興局長又は地方振興局長に申請してください。	2 指示された措置を完了し、法第8条第1項の損失の補償を受けようとするときは、別紙森林病害虫等駆除（特別伐倒駆除、補完伐倒駆除）補償申請書により、所管する広域振興局長に申請してください。
3 [略]	3 [略]
[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第4号から様式第6号までの様式中「 振興局長 様」を「 広域振興局長 様」に改める。

（県営林造成基金及び公営林造成基金管理規則の一部改正）

第17条 県営林造成基金及び公営林造成基金管理規則（昭和39年岩手県規則第95号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（県有林の管理）	（県有林の管理）
第4条 森林保全課総括課長（以下「課長」という。） <u>、</u> 広域振興局長 <u>又は</u> 地方振興局長（以下「局長」という。）は、知事の策定する経営計画に基づいて県有林の造成を行うほか、県有林の管理のため、次に掲げる事務を行わなければならない	第4条 森林保全課総括課長（以下「課長」という。） <u>又は</u> 広域振興局長（以下「局長」という。）は、知事の策定する経営計画に基づいて県有林の造成を行うほか、県有林の管理のため、次に掲げる事務を行わなければならない。

い。 [略]	[略]
-----------	-----

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県港湾施設管理条例施行規則の一部改正)

第18条 岩手県港湾施設管理条例施行規則（昭和40年岩手県規則第85号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(港湾施設の滅失等の届出)</p> <p>第2条 条例第4条の規定による届出をしようとする者は、別に定める様式による港湾施設滅失（損傷）届を所管する広域振興局長又は<u>地方振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p>	<p>(港湾施設の滅失等の届出)</p> <p>第2条 条例第4条の規定による届出をしようとする者は、別に定める様式による港湾施設滅失（損傷）届を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第19条 母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和41年岩手県規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付けの申請)</p> <p>第2条 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第13条第1項及び改正政令附則第4条第1項に規定する資金（以下「母子福祉資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、母子福祉資金貸付申請書（様式第1号のア）に次に掲げる書類を添えて<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>（以下「<u>広域振興局長等</u>」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>広域振興局長等</u>が必要と認める書類</p> <p>2 母子福祉資金の貸付けを受けようとする法附則第3条に規定する父母のない児童は、前項各号（第2号を除く。）に規定する書類に母子福祉資金借受資格証明（様式第6号のイ）を添えて<u>広域振興局長等</u>に提出しなければならない。</p> <p>(保証人の資格)</p> <p>第4条 政令第9条第1項の規定による保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県内に1年以上居住し、かつ、原則として申請者の居住地を所管する<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>の所管区域内に居住していること。</p> <p>(貸付調査書の作成等)</p> <p>第5条 <u>広域振興局長等</u>は、第2条の規定による貸付けの申請があった場合は、速やかに必要な調査を行い、母子福祉資金</p>	<p>(貸付けの申請)</p> <p>第2条 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第13条第1項及び改正政令附則第4条第1項に規定する資金（以下「母子福祉資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、母子福祉資金貸付申請書（様式第1号のア）に次に掲げる書類を添えて<u>広域振興局長</u>（以下「<u>局長</u>」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>局長</u>が必要と認める書類</p> <p>2 母子福祉資金の貸付けを受けようとする法附則第3条に規定する父母のない児童は、前項各号（第2号を除く。）に規定する書類に母子福祉資金借受資格証明（様式第6号のイ）を添えて<u>局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(保証人の資格)</p> <p>第4条 政令第9条第1項の規定による保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県内に1年以上居住し、かつ、原則として申請者の居住地を所管する<u>広域振興局長</u>の所管区域内に居住していること。</p> <p>(貸付調査書の作成等)</p> <p>第5条 <u>局長</u>は、第2条の規定による貸付けの申請があった場合は、速やかに必要な調査を行い、母子福祉資金貸付調査書</p>

貸付調査書（様式第7号のア）を作成するものとする。

（貸付けの決定及び通知）

第6条 知事又は広域振興局長等は、第2条又は第3条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、母子福祉資金の貸付けを適当と認めるときは母子福祉資金貸付決定通知書（様式第7号のイ）により、母子福祉資金の貸付けを不適当と認めるときは母子福祉資金貸付不承認決定通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

（据置期間の延長）

第7条 政令第8条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子福祉資金据置期間延長申請書（様式第9号のア）に市町村長の発行する次に掲げる事項を証する書類を添えて広域振興局長等に提出しなければならない。

（1）～（3） [略]

2 改正政令附則第4条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、特例児童扶養資金据置期間延長申請書（様式第9号のイ）に当該申請者の前年及び前々年（当初の据置期間の最終日の翌日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年及び前々々年）の所得を証明する書類を添えて広域振興局長等に提出しなければならない。

3 広域振興局長等は、第1項の規定による母子福祉資金据置期間延長申請書又は前項の規定による特例児童扶養資金据置期間延長申請書を受理したときは、内容を審査し、据置期間を延長することを適当と認めるときは母子福祉資金償還金据置期間延長承認決定通知書（様式第9号のウ）により、据置期間を延長することを不適当と認めるときは母子福祉資金償還金据置期間延長不承認決定通知書（様式第9号のウ）により当該申請者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第8条 母子福祉資金借用書（様式第10号。以下「借用書」という。）は、母子福祉資金の貸付決定を受けた者（以下この章において「借受者」という。）にあつては広域振興局長等に、母子福祉資金の貸付決定を受けた母子福祉団体（以下この章において「借受団体」という。）にあつては知事に、貸付決定を受けた日から30日以内に提出しなければならない。

（保証人の変更）

第9条 借受者は、政令第9条第1項の規定による保証人を変更しようとするとき、又は保証人が死亡したときは、速やかに保証人変更届（様式第11号）に保証書を添えて広域振興局長等に提出しなければならない。

（母子福祉資金貸付金の増額）

（様式第7号のア）を作成するものとする。

（貸付けの決定及び通知）

第6条 知事又は局長は、第2条又は第3条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、母子福祉資金の貸付けを適当と認めるときは母子福祉資金貸付決定通知書（様式第7号のイ）により、母子福祉資金の貸付けを不適当と認めるときは母子福祉資金貸付不承認決定通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

（据置期間の延長）

第7条 政令第8条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子福祉資金据置期間延長申請書（様式第9号のア）に市町村長の発行する次に掲げる事項を証する書類を添えて局長に提出しなければならない。

（1）～（3） [略]

2 改正政令附則第4条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、特例児童扶養資金据置期間延長申請書（様式第9号のイ）に当該申請者の前年及び前々年（当初の据置期間の最終日の翌日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年及び前々々年）の所得を証明する書類を添えて局長に提出しなければならない。

3 局長は、第1項の規定による母子福祉資金据置期間延長申請書又は前項の規定による特例児童扶養資金据置期間延長申請書を受理したときは、内容を審査し、据置期間を延長することを適当と認めるときは母子福祉資金償還金据置期間延長承認決定通知書（様式第9号のウ）により、据置期間を延長することを不適当と認めるときは母子福祉資金償還金据置期間延長不承認決定通知書（様式第9号のウ）により当該申請者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第8条 母子福祉資金借用書（様式第10号。以下「借用書」という。）は、母子福祉資金の貸付決定を受けた者（以下この章において「借受者」という。）にあつては局長に、母子福祉資金の貸付決定を受けた母子福祉団体（以下この章において「借受団体」という。）にあつては知事に、貸付決定を受けた日から30日以内に提出しなければならない。

（保証人の変更）

第9条 借受者は、政令第9条第1項の規定による保証人を変更しようとするとき、又は保証人が死亡したときは、速やかに保証人変更届（様式第11号）に保証書を添えて局長に提出しなければならない。

（母子福祉資金貸付金の増額）

第10条 修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は特例児童扶養資金の借受者は、その母子福祉資金貸付金の額が政令第7条第3号から第5号まで若しくは第8号又は改正政令附則第4条第2項の規定による限度額に満たない場合において、特別の事由により増額を必要とするときは、その限度額の範囲内において母子福祉資金貸付金の増額を母子福祉資金増額申請書（様式第12号）に保証人の保証書を添えて広域振興局長等に申請することができる。

2 [略]

（母子福祉資金貸付金の辞退及び減額）

第11条 修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は特例児童扶養資金の借受者は、広域振興局長等に将来に向かって母子福祉資金貸付金を受けることを辞退し、又は母子福祉資金貸付金を減額することを申し出るときは、母子福祉資金貸付辞退（減額）申出書（様式第13号。以下「辞退（減額）申出書」という。）によらなければならない。

（償還期限又は償還方法の変更）

第12条 借受者又は借受団体は、母子福祉資金貸付金の償還期限又は償還方法の変更を受けようとするときは、母子福祉資金償還期限（償還方法）変更願（様式第15号。以下「変更願」という。）を知事又は広域振興局長等に提出しなければならない。

2 知事又は広域振興局長等は、前項の規定による変更願を受理したときは、内容を審査し、変更することを適当と認めたときは母子福祉資金償還期限（償還方法）変更承認通知書（様式第16号）により、変更することを不適当と認めたときは母子福祉資金償還期限（償還方法）変更不承認通知書（様式第16号）により通知するものとする。

（繰上償還）

第13条 政令第8条第3項ただし書の規定による繰上償還をしようとするときは、母子福祉資金繰上償還申出書（様式第17号）を、借受者にあつては広域振興局長等に、借受団体にあつては知事に提出しなければならない。

（一時償還の請求）

第14条 知事又は広域振興局長等は、政令第16条（改正政令附則第4条第10項において準用する場合を含む。）の規定により母子福祉資金貸付金の全部又は一部につき一時償還の請求を決定したときは、母子福祉資金一時償還請求書（様式第18号）により請求するものとする。

（違約金徴収免除の申請等）

第15条 借受者は、政令第17条ただし書の規定による違約金の

第10条 修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は特例児童扶養資金の借受者は、その母子福祉資金貸付金の額が政令第7条第3号から第5号まで若しくは第8号又は改正政令附則第4条第2項の規定による限度額に満たない場合において、特別の事由により増額を必要とするときは、その限度額の範囲内において母子福祉資金貸付金の増額を母子福祉資金増額申請書（様式第12号）に保証人の保証書を添えて局長に申請することができる。

2 [略]

（母子福祉資金貸付金の辞退及び減額）

第11条 修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は特例児童扶養資金の借受者は、局長に将来に向かって母子福祉資金貸付金を受けることを辞退し、又は母子福祉資金貸付金を減額することを申し出るときは、母子福祉資金貸付辞退（減額）申出書（様式第13号。以下「辞退（減額）申出書」という。）によらなければならない。

（償還期限又は償還方法の変更）

第12条 借受者又は借受団体は、母子福祉資金貸付金の償還期限又は償還方法の変更を受けようとするときは、母子福祉資金償還期限（償還方法）変更願（様式第15号。以下「変更願」という。）を知事又は局長に提出しなければならない。

2 知事又は局長は、前項の規定による変更願を受理したときは、内容を審査し、変更することを適当と認めたときは母子福祉資金償還期限（償還方法）変更承認通知書（様式第16号）により、変更することを不適当と認めたときは母子福祉資金償還期限（償還方法）変更不承認通知書（様式第16号）により通知するものとする。

（繰上償還）

第13条 政令第8条第3項ただし書の規定による繰上償還をしようとするときは、母子福祉資金繰上償還申出書（様式第17号）を、借受者にあつては局長に、借受団体にあつては知事に提出しなければならない。

（一時償還の請求）

第14条 知事又は局長は、政令第16条（改正政令附則第4条第10項において準用する場合を含む。）の規定により母子福祉資金貸付金の全部又は一部につき一時償還の請求を決定したときは、母子福祉資金一時償還請求書（様式第18号）により請求するものとする。

（違約金徴収免除の申請等）

第15条 借受者は、政令第17条ただし書の規定による違約金の

徴収の免除を受けようとするときは、母子福祉資金違約金徴収免除申請書（様式第19号のア。以下「違約金徴収免除申請書」という。）に同条ただし書に該当することを証する書類を添えて、広域振興局長等に提出しなければならない。

- 2 広域振興局長等は、前項の規定による違約金徴収免除申請書を受理したときは、内容を審査し、免除することを適当と認めるときは母子福祉資金違約金徴収免除承認決定通知書（様式第19号のイ）により、免除することを不適当と認めるときは母子福祉資金違約金徴収免除不承認決定通知書（様式第19号のイ）により当該申請者に通知するものとする。

（償還金の支払猶予の申請等）

第15条の2 政令第19条第1項又は改正政令附則第4条第8項の規定による償還金の支払猶予を受けようとするときは、母子福祉資金支払猶予申請書（様式第20号。以下「支払猶予申請書」という。）に同項各号に該当することを証する書類を添えて、借受者にあつては広域振興局長等に、借受団体にあつては知事に提出しなければならない。

- 2 知事又は広域振興局長等は、前項の規定による支払猶予申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還金の支払猶予をすることを適当と認めるときは母子福祉資金支払猶予決定通知書（様式第21号）により、償還金の支払猶予をすることを不適当と認めるときは母子福祉資金支払猶予不承認決定通知書（様式第21号）により当該申請者に通知するものとする。

（借受者等の氏名、住所等の変更の届出）

第17条 借受者、連帯借受者若しくは保証人又は借受団体の理事の氏名又は住所の変更があつたときは、氏名（住所）変更届（様式第26号）を、借受者にあつては広域振興局長等に、借受団体にあつては知事に提出しなければならない。

- 2 [略]

（休学等の届出）

第18条 修学資金の借受者は、当該資金の貸付けを受けて修学している者が、休学し、停学し、又は復学したときは、速やかに休学（停学、復学）届（様式第28号）を広域振興局長等に提出しなければならない。この場合において、休学期間中も引き続いて修学資金の交付を受けようとするときは、その理由書を添えなければならない。

（死亡の届出）

第19条 保証人又は連帯借受者は、借受者が死亡したときは、速やかに死亡届（様式第29号）を広域振興局長等に提出しなければならない。

徴収の免除を受けようとするときは、母子福祉資金違約金徴収免除申請書（様式第19号のア。以下「違約金徴収免除申請書」という。）に同条ただし書に該当することを証する書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- 2 局長は、前項の規定による違約金徴収免除申請書を受理したときは、内容を審査し、免除することを適当と認めるときは母子福祉資金違約金徴収免除承認決定通知書（様式第19号のイ）により、免除することを不適当と認めるときは母子福祉資金違約金徴収免除不承認決定通知書（様式第19号のイ）により当該申請者に通知するものとする。

（償還金の支払猶予の申請等）

第15条の2 政令第19条第1項又は改正政令附則第4条第8項の規定による償還金の支払猶予を受けようとするときは、母子福祉資金支払猶予申請書（様式第20号。以下「支払猶予申請書」という。）に同項各号に該当することを証する書類を添えて、借受者にあつては局長に、借受団体にあつては知事に提出しなければならない。

- 2 知事又は局長は、前項の規定による支払猶予申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還金の支払猶予をすることを適当と認めるときは母子福祉資金支払猶予決定通知書（様式第21号）により、償還金の支払猶予をすることを不適当と認めるときは母子福祉資金支払猶予不承認決定通知書（様式第21号）により当該申請者に通知するものとする。

（借受者等の氏名、住所等の変更の届出）

第17条 借受者、連帯借受者若しくは保証人又は借受団体の理事の氏名又は住所の変更があつたときは、氏名（住所）変更届（様式第26号）を、借受者にあつては局長に、借受団体にあつては知事に提出しなければならない。

- 2 [略]

（休学等の届出）

第18条 修学資金の借受者は、当該資金の貸付けを受けて修学している者が、休学し、停学し、又は復学したときは、速やかに休学（停学、復学）届（様式第28号）を局長に提出しなければならない。この場合において、休学期間中も引き続いて修学資金の交付を受けようとするときは、その理由書を添えなければならない。

（死亡の届出）

第19条 保証人又は連帯借受者は、借受者が死亡したときは、速やかに死亡届（様式第29号）を局長に提出しなければならない。

(修学資金又は修業資金の継続貸付け)

第20条 修学資金又は修業資金の借受者である配偶者のない女子が死亡した場合において、連帯借受者が法第13条第3項の規定により当該資金を継続して借り受けようとするときは、母子福祉資金継続貸付申請書(様式第30号のア。以下「継続貸付申請書」という。)に母子福祉資金借受資格証明を添えて広域振興局長等に提出しなければならない。

2 広域振興局長等は、前項の規定による継続貸付申請書を受理したときは、内容を審査し、継続して貸し付けることを適当と認めるときは母子福祉資金継続貸付承認決定通知書(様式第30号のイ)により、継続して貸し付けることを不適当と認めるときは母子福祉資金継続貸付不承認決定通知書(様式第30号のイ)により当該申請者に通知するものとする。

3 [略]

(貸付けの停止)

第21条 借受者は、政令第12条第1項各号、第2項各号若しくは第3項各号又は改正政令附則第10条第6項各号に該当するとき(第19条に規定する場合を除く。)は、母子福祉資金借受者資格喪失届(様式第31号)を広域振興局長等に提出しなければならない。

2 広域振興局長等は、前項の届出を受理した場合において貸付けの停止を決定したときは、母子福祉資金貸付停止決定通知書(様式第32号)により借受者に通知しなければならない。

第22条 広域振興局長等は、政令第13条の規定に基づき貸付けの停止を決定したときは、母子福祉資金貸付停止決定通知書(様式第32号)により借受者に通知するものとする。

(知識技能習得先変更の届出等)

第23条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を、借受者にあつては広域振興局長等に、借受団体にあつては知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(書類の経由)

第24条 この規則により知事に提出する申請書、届書その他の書類(以下「申請書等」という。)は、広域振興局長等(県の区域外に居住する者にあつては、県内の最後の居住地の広域振興局長等。次項において同じ。)を経由しなければならない。この場合において、市の区域内に居住する者に係る申請書等は社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項の規定による当該市の福祉事務所の長(以下「当該市の福祉事務所長」という。)を、町村の区域に居住する者に係る申請

(修学資金又は修業資金の継続貸付け)

第20条 修学資金又は修業資金の借受者である配偶者のない女子が死亡した場合において、連帯借受者が法第13条第3項の規定により当該資金を継続して借り受けようとするときは、母子福祉資金継続貸付申請書(様式第30号のア。以下「継続貸付申請書」という。)に母子福祉資金借受資格証明を添えて局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の規定による継続貸付申請書を受理したときは、内容を審査し、継続して貸し付けることを適当と認めるときは母子福祉資金継続貸付承認決定通知書(様式第30号のイ)により、継続して貸し付けることを不適当と認めるときは母子福祉資金継続貸付不承認決定通知書(様式第30号のイ)により当該申請者に通知するものとする。

3 [略]

(貸付けの停止)

第21条 借受者は、政令第12条第1項各号、第2項各号若しくは第3項各号又は改正政令附則第10条第6項各号に該当するとき(第19条に規定する場合を除く。)は、母子福祉資金借受者資格喪失届(様式第31号)を局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の届出を受理した場合において貸付けの停止を決定したときは、母子福祉資金貸付停止決定通知書(様式第32号)により借受者に通知しなければならない。

第22条 局長は、政令第13条の規定に基づき貸付けの停止を決定したときは、母子福祉資金貸付停止決定通知書(様式第32号)により借受者に通知するものとする。

(知識技能習得先変更の届出等)

第23条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を、借受者にあつては局長に、借受団体にあつては知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(書類の経由)

第24条 この規則により知事に提出する申請書、届書その他の書類(以下「申請書等」という。)は、局長(県の区域外に居住する者にあつては、県内の最後の居住地の局長。次項において同じ。)を経由しなければならない。この場合において、市の区域内に居住する者に係る申請書等は社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項の規定による当該市の福祉事務所の長(以下「当該市の福祉事務所長」という。)を、町村の区域に居住する者に係る申請書等は当該町村の長を

書等は当該町村の長を経由したものでなければならない。

2 この規則により広域振興局長等に提出する申請書等は、市の区域内に居住する者にあつては当該市の福祉事務所長を、町村の区域に居住する者にあつては当該町村の長を経由しなければならない。

3 この規則により知事が交付する通知書及び請求書（以下「通知書等」という。）は広域振興局長等を、広域振興局長等が交付する通知書等は当該市町村長を経由するものとする。

4 [略]

（貸付者台帳等）

第26条 母子福祉資金貸付金の貸付け及び償還金の状況明らかにするため、知事は借受団体に係る母子福祉資金貸付台帳（様式第37号のア）を、広域振興局長等は借受者に係る貸付者台帳（様式第37号のイ）及び債権管理簿（様式第37号のウ）を備えておいて整理するものとする。

2 [略]

（貸付けの申請）

第28条 法第32条第1項（法附則第6条第1項において例による場合を含む。）において準用する法第13条第1項に規定する資金（以下「寡婦福祉資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、寡婦福祉資金貸付申請書（様式第1号のア）に次に掲げる書類を添えて広域振興局長等に提出しなければならない。

（1）～（4） [略]

（5）前各号に掲げるもののほか、広域振興局長等が必要と認める書類

（保証人の資格）

第30条 政令第38条において準用する政令第9条第1項の規定による保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

（1） [略]

（2）県内に1年以上居住し、かつ、原則として申請者の居住地を所管する広域振興局又は地方振興局の所管区域内に居住していること。

（貸付調査書の作成等）

第31条 広域振興局長等は、第28条の規定による貸付けの申請があつた場合は、速やかに必要な調査を行い、寡婦福祉資金貸付調査書（様式第7号のア）を作成するものとする。

（貸付けの決定及び通知）

第32条 知事又は広域振興局長等は、第28条又は第29条の規定

經由したものでなければならない。

2 この規則により局長に提出する申請書等は、市の区域内に居住する者にあつては当該市の福祉事務所長を、町村の区域に居住する者にあつては当該町村の長を経由しなければならない。

3 この規則により知事が交付する通知書及び請求書（以下「通知書等」という。）は局長を、局長が交付する通知書等は当該市町村長を経由するものとする。

4 [略]

（貸付者台帳等）

第26条 母子福祉資金貸付金の貸付け及び償還金の状況明らかにするため、知事は借受団体に係る母子福祉資金貸付台帳（様式第37号のア）を、局長は借受者に係る貸付者台帳（様式第37号のイ）及び債権管理簿（様式第37号のウ）を備えておいて整理するものとする。

2 [略]

（貸付けの申請）

第28条 法第32条第1項（法附則第6条第1項においてその例によることとされる場合を含む。）において準用する法第13条第1項に規定する資金（以下「寡婦福祉資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、寡婦福祉資金貸付申請書（様式第1号のア）に次に掲げる書類を添えて局長に提出しなければならない。

（1）～（4） [略]

（5）前各号に掲げるもののほか、局長が必要と認める書類

（保証人の資格）

第30条 政令第38条において準用する政令第9条第1項の規定による保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

（1） [略]

（2）県内に1年以上居住し、かつ、原則として申請者の居住地を所管する広域振興局の所管区域内に居住していること。

（貸付調査書の作成等）

第31条 局長は、第28条の規定による貸付けの申請があつた場合は、速やかに必要な調査を行い、寡婦福祉資金貸付調査書（様式第7号のア）を作成するものとする。

（貸付けの決定及び通知）

第32条 知事又は局長は、第28条又は第29条の規定による申請

による申請があったときは、その内容を審査し、寡婦福祉資金の貸付けを適当と認めるときは寡婦福祉資金貸付決定通知書（様式第7号のイ）により、寡婦福祉資金の貸付けを不適当と認めるときは寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

（据置期間の延長）

第33条 政令第37条第2項において準用する政令第8条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、寡婦福祉資金据置期間延長申請書（様式第9号のア）に市町村長の発行する次に掲げる事項を証する書類を添えて広域振興局長等に提出しなければならない。

（1）～（3） [略]

2 広域振興局長等は、前項の規定による寡婦福祉資金据置期間延長申請書を受理したときは、内容を審査し、据置期間を延長することを適当と認めるときは寡婦福祉資金償還金据置期間延長承認決定通知書（様式第9号のウ）により、据置期間を延長することを不適当と認めるときは寡婦福祉資金償還金据置期間延長不承認決定通知書（様式第9号のウ）により当該申請者に通知するものとする。

（保証人の変更）

第34条 寡婦福祉資金の貸付決定を受けた者（以下この章において「借受者」という。）は、政令第38条において準用する政令第9条第1項の規定による保証人を変更しようとするとき、又は保証人が死亡したときは、速やかに保証人変更届（様式第11号）に保証書を添えて広域振興局長等に提出しなければならない。

（寡婦福祉資金貸付金の増額）

第35条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の借受者は、その寡婦福祉資金貸付金の額が政令第36条第3号から第5号まで又は第8号の規定による限度額に満たない場合において、特別の事由により増額を必要とするときは、その限度額の範囲内において寡婦福祉資金貸付金の増額を寡婦福祉資金増額申請書（様式第12号）に保証人の保証書を添えて広域振興局長等に申請することができる。

（繰上償還）

第36条 政令第37条第2項において準用する政令第8条第3項ただし書の規定による繰上償還をしようとするときは、寡婦福祉資金繰上償還申出書（様式第17号）を、借受者にあつては広域振興局長等に、寡婦福祉資金の貸付決定を受けた福祉団体（以下この章において「借受団体」という。）にあつては知事に提出しなければならない。

があったときは、その内容を審査し、寡婦福祉資金の貸付けを適当と認めるときは寡婦福祉資金貸付決定通知書（様式第7号のイ）により、寡婦福祉資金の貸付けを不適当と認めるときは寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

（据置期間の延長）

第33条 政令第37条第2項において準用する政令第8条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、寡婦福祉資金据置期間延長申請書（様式第9号のア）に市町村長の発行する次に掲げる事項を証する書類を添えて局長に提出しなければならない。

（1）～（3） [略]

2 局長は、前項の規定による寡婦福祉資金据置期間延長申請書を受理したときは、内容を審査し、据置期間を延長することを適当と認めるときは寡婦福祉資金償還金据置期間延長承認決定通知書（様式第9号のウ）により、据置期間を延長することを不適当と認めるときは寡婦福祉資金償還金据置期間延長不承認決定通知書（様式第9号のウ）により当該申請者に通知するものとする。

（保証人の変更）

第34条 寡婦福祉資金の貸付決定を受けた者（以下この章において「借受者」という。）は、政令第38条において準用する政令第9条第1項の規定による保証人を変更しようとするとき、又は保証人が死亡したときは、速やかに保証人変更届（様式第11号）に保証書を添えて局長に提出しなければならない。

（寡婦福祉資金貸付金の増額）

第35条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の借受者は、その寡婦福祉資金貸付金の額が政令第36条第3号から第5号まで又は第8号の規定による限度額に満たない場合において、特別の事由により増額を必要とするときは、その限度額の範囲内において寡婦福祉資金貸付金の増額を寡婦福祉資金増額申請書（様式第12号）に保証人の保証書を添えて局長に申請することができる。

（繰上償還）

第36条 政令第37条第2項において準用する政令第8条第3項ただし書の規定による繰上償還をしようとするときは、寡婦福祉資金繰上償還申出書（様式第17号）を、借受者にあつては局長に、寡婦福祉資金の貸付決定を受けた福祉団体（以下この章において「借受団体」という。）にあつては知事に提出しなければならない。

(一時償還の請求)

第37条 知事又は広域振興局長等は、政令第38条において準用する政令第16条の規定により寡婦福祉資金貸付金の全部又は一部につき一時償還の請求を決定したときは、寡婦福祉資金一時償還請求書（様式第18号）により請求するものとする。

(違約金徴収免除の申請等)

第38条 借受者は、政令第38条において準用する政令第17条ただし書の規定による違約金の徴収の免除を受けようとするときは、寡婦福祉資金違約金徴収免除申請書（様式第19号のア）に同条ただし書に該当することを証する書類を添えて、広域振興局長等に提出しなければならない。

(償還金の支払猶予の申請等)

第38条の2 政令第38条において準用する政令第19条第1項の規定による償還金の支払猶予を受けようとするときは、寡婦福祉資金支払猶予申請書（様式第20号）に同項各号に該当することを証する書類を添えて、借受者にあつては広域振興局長等に、借受団体にあつては知事に提出しなければならない。

(修学資金又は修業資金の継続貸付け)

第40条 修学資金又は修業資金の借受者である寡婦が死亡した場合において、連帯借受者が法第32条第1項において準用する法第13条第3項の規定により当該資金を継続して借り受けようとするときは、寡婦福祉資金継続貸付申請書（様式第30号のア）に寡婦福祉資金借受資格証明（様式第6号のイ）を添えて広域振興局長等に提出しなければならない。

(貸付けの停止)

第41条 借受者は、政令第38条において準用する政令第12条第1項各号、第2項各号（第2号及び第3号を除く。）又は第3項各号に該当するとき（第44条において準用する第19条に規定する場合を除く。）は、寡婦福祉資金借受者資格喪失届（様式第31号）を広域振興局長等に提出しなければならない。

第42条 広域振興局長等は、政令第38条において準用する政令第13条の規定に基づき貸付けの停止を決定したときは、寡婦福祉資金貸付停止決定通知書（様式第33号）により借受者に通知するものとする。

様式第1号のア（第2条、第28条関係）

[略]	<u>広域地方振興局</u> 又は <u>地方振興局</u> 受付年月日及び 番号	[略]
-----	--	-----

(一時償還の請求)

第37条 知事又は局長は、政令第38条において準用する政令第16条の規定により寡婦福祉資金貸付金の全部又は一部につき一時償還の請求を決定したときは、寡婦福祉資金一時償還請求書（様式第18号）により請求するものとする。

(違約金徴収免除の申請等)

第38条 借受者は、政令第38条において準用する政令第17条ただし書の規定による違約金の徴収の免除を受けようとするときは、寡婦福祉資金違約金徴収免除申請書（様式第19号のア）に同条ただし書に該当することを証する書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(償還金の支払猶予の申請等)

第38条の2 政令第38条において準用する政令第19条第1項の規定による償還金の支払猶予を受けようとするときは、寡婦福祉資金支払猶予申請書（様式第20号）に同項各号に該当することを証する書類を添えて、借受者にあつては局長に、借受団体にあつては知事に提出しなければならない。

(修学資金又は修業資金の継続貸付け)

第40条 修学資金又は修業資金の借受者である寡婦が死亡した場合において、連帯借受者が法第32条第1項において準用する法第13条第3項の規定により当該資金を継続して借り受けようとするときは、寡婦福祉資金継続貸付申請書（様式第30号のア）に寡婦福祉資金借受資格証明（様式第6号のイ）を添えて局長に提出しなければならない。

(貸付けの停止)

第41条 借受者は、政令第38条において準用する政令第12条第1項各号、第2項各号（第2号及び第3号を除く。）又は第3項各号に該当するとき（第44条において準用する第19条に規定する場合を除く。）は、寡婦福祉資金借受者資格喪失届（様式第31号）を局長に提出しなければならない。

第42条 局長は、政令第38条において準用する政令第13条の規定に基づき貸付けの停止を決定したときは、寡婦福祉資金貸付停止決定通知書（様式第33号）により借受者に通知するものとする。

様式第1号のア（第2条、第28条関係）

[略]	<u>広域振興局</u> 受付 年月日及び番号	[略]
-----	----------------------------	-----

[略]	[略]
[略]	[略]
_____ 振興局長 _____ 様	_____ 広域振興局長 _____ 様
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第3号、様式第6号のア及び様式第7号のア中「 _____ 振興局長 _____ 様」を「 _____ 広域振興局長 _____ 様」に改める。

改正前	改正後
<p>様式第7号のイ（第6条、第32条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事（ _____ 振興局長 _____ ） 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第8号（第6条、第32条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事（ _____ 振興局長 _____ ） 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第9号のア（第7条、第33条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 振興局長 _____ 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第9号のイ（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 振興局長 _____ 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第9号のウ（第7条、第33条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 振興局長 _____ 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第10号（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事（ _____ 振興局長 _____ ） 様</p> <p>[略]</p>	<p>様式第7号のイ（第6条、第32条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事（ _____ 広域振興局長 _____ ） 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第8号（第6条、第32条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事（ _____ 広域振興局長 _____ ） 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第9号のア（第7条、第33条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 広域振興局長 _____ 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第9号のイ（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 広域振興局長 _____ 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第9号のウ（第7条、第33条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 広域振興局長 _____ 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第10号（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事（ _____ 広域振興局長 _____ ） 様</p> <p>[略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第11号から様式第13号までの様式中「 _____ 振興局長 _____ 様」を「 _____ 広域振興局長 _____ 様」に改める。

改正前	改正後
<p>様式第15号（第12条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事（ _____ 振興局長 _____ ） 様</p>	<p>様式第15号（第12条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事（ _____ 広域振興局長 _____ ） 様</p>

<p>[略]</p> <p>様式第16号（第12条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事（<u> </u>振興局長） 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第17号（第13条、第36条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u> </u>振興局長（岩手県知事） 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第18号（第14条、第37条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事（<u> </u>振興局長） 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第19号のア（第15条、第38条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u> </u>振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第19号のイ（第15条、第38条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u> </u>振興局長 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第20号（第15条の2、第38条の2関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事（<u> </u>振興局長） 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第21号（第15条の2、第38条の2関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事（<u> </u>振興局長） 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第26号（第17条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事（<u> </u>振興局長） 様</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>様式第16号（第12条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事（<u> </u>広域振興局長） 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第17号（第13条、第36条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u> </u>広域振興局長（岩手県知事） 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第18号（第14条、第37条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事（<u> </u>広域振興局長） 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第19号のア（第15条、第38条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u> </u>広域振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第19号のイ（第15条、第38条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u> </u>広域振興局長 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第20号（第15条の2、第38条の2関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事（<u> </u>広域振興局長） 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第21号（第15条の2、第38条の2関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事（<u> </u>広域振興局長） 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第26号（第17条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事（<u> </u>広域振興局長） 様</p> <p>[略]</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第28号から様式第30号のアまでの様式中「 振興局長 様」を「 広域振興局長 様」に改める。

改正前	改正後
<p>様式第30号のイ（第20条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u> </u>振興局長 印</p>	<p>様式第30号のイ（第20条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u> </u>広域振興局長 印</p>

<p>[略]</p> <p>様式第31号（第21条、第41条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第32号（第21条、第22条、第42条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">振興局長 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第34号（第23条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第35号（第23条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事（ 振興局長 ） 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第37号のウ（第26条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">広域地方振興局又は 地方振興局</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	広域地方振興局又は 地方振興局	[略]	[略]			<p>[略]</p> <p>様式第31号（第21条、第41条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">広域振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第32号（第21条、第22条、第42条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">広域振興局長 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第34号（第23条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">広域振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第35号（第23条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事（ 広域振興局長 ） 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第37号のウ（第26条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">広域振興局</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	広域振興局	[略]	[略]		
[略]	広域地方振興局又は 地方振興局	[略]											
[略]													
[略]	広域振興局	[略]											
[略]													
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>様式第42号中「振興局保健福祉環境部出納員 印」を「広域振興局保健福祉環境部出納員 印」に改める。</p> <p>様式第45号のA中「振興局保健福祉環境部出納員 印」を「広域振興局保健福祉環境部出納員 印」に改める。</p> <p>（河川法施行細則の一部改正）</p> <p>第20条 河川法施行細則（昭和41年岩手県規則第15号）の一部を次のように改正する。</p>													

改正前	改正後
<p>（2級河川に係る河川の台帳の保管）</p> <p>第2条 省令第7条第3号の規則で定める事務所は、次のとおりとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 台帳副簿 広域振興局土木部、<u>広域振興局総合支局の土木部及び土木部土木センター並びに地方振興局の土木部及び土木事務所</u></p> <p>（許可の条件）</p> <p>第4条 次に掲げる事項は、法第23条から法第26条第1項まで、法第27条第1項、法第55条第1項、法第57条第1項、政令第16条の3第1項及び政令第16条の8第1項の規定による知</p>	<p>（2級河川に係る河川の台帳の保管）</p> <p>第2条 省令第7条第3号の規則で定める事務所は、次のとおりとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 台帳副簿 広域振興局土木部及び<u>土木部土木センター</u></p> <p>（許可の条件）</p> <p>第4条 次に掲げる事項は、法第23条から法第26条第1項まで、法第27条第1項、法第55条第1項、法第57条第1項、政令第16条の3第1項及び政令第16条の8第1項の規定による知</p>

<p>事又は広域振興局長若しくは<u>地方振興局長</u>（以下「知事等」という。）の許可の条件とする。</p> <p>(1) 法第23条の規定により流水の占用の許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、所管する<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>（以下「局長」という。）の指示に従って水利使用許可標識（様式第2号）を立てること。</p> <p>(2)～(12) [略]</p> <p>（許可の申請等の経由）</p> <p>第7条 [略]</p> <p><u>2 法又はこの規則の規定に基づき所管する局長に対してなすべき許可の申請等は、所管する広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部若しくは土木部土木センター又は地方振興局の土木部、土木部出張所若しくは土木事務所の長を経由しなければならない。知事に対してなすべき許可の申請等についても、また同様とする。</u></p>	<p>事又は広域振興局長（以下「知事等」という。）の許可の条件とする。</p> <p>(1) 法第23条の規定により流水の占用の許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、所管する広域振興局長（以下「局長」という。）の指示に従って水利使用許可標識（様式第2号）を立てること。</p> <p>(2)～(12) [略]</p> <p>（許可の申請等の経由）</p> <p>第7条 [略]</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第2号から様式第9号までの様式中「所管する 振興局長」を「所管する広域振興局長」に改める。

（土地改良法施行細則の一部改正）

第21条 土地改良法施行細則（昭和41年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（事務所の設置等の届出）</p> <p>第3条 土地改良区は、事務所を設置し、又は変更したときは、遅滞なく事務所設置（変更）届（様式第43号）により所管する<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>（以下「局長」という。）に届け出なければならない。</p>	<p>（事務所の設置等の届出）</p> <p>第3条 土地改良区は、事務所を設置し、又は変更したときは、遅滞なく事務所設置（変更）届（様式第43号）により所管する<u>広域振興局長</u>（以下「局長」という。）に届け出なければならない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第2号、様式第3号、様式第5号及び様式第6号中「 振興局長 様」を「 広域振興局長 様」に改める。

改正前	改正後
<p>様式第9号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ <u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 法第48条第7項において準用する法第5条第7項の同意があったことを証する書面</p> <p>7 法第48条第7項において準用する法第5条第3項の協議における意見をすべて記載した書面</p> <p>8 法第48条第6項において準用する法第5条第5項の意見を記載した書面</p> <p>9 法第48条第7項において準用する法第5条第6項の承</p>	<p>様式第9号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ <u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 法第48条第9項において準用する法第5条第7項の同意があったことを証する書面</p> <p>7 法第48条第9項において準用する法第5条第3項の協議における意見をすべて記載した書面</p> <p>8 法第48条第8項において準用する法第5条第5項の意見を記載した書面</p> <p>9 法第48条第9項において準用する法第5条第6項の承</p>

認があったことを証する書面

10・11 [略]

[略]

様式第10号（第2条関係）

[略]

振興局長 様

[略]

1～8 [略]

9 法第48条第7項において準用する法第5条第7項の同意があったことを証する書面

10 法第48条第7項において準用する法第5条第3項の協議における意見をすべて記載した書面

11 法第48条第6項において準用する法第5条第5項の意見を記載した書面

12 法第48条第7項において準用する法第5条第6項の承認があったことを証する書面

13・14 [略]

[略]

様式第11号（第2条関係）

[略]

振興局長 様

[略]

1～5 [略]

6 法第48条第7項において準用する法第5条第7項の同意があったことを証する書面

7 法第48条第7項において準用する法第5条第3項の協議における意見をすべて記載した書面

8 法第48条第6項において準用する法第5条第5項の意見を記載した書面

9 法第48条第7項において準用する法第5条第6項の承認があったことを証する書面

10・11 [略]

[略]

様式第12号（第2条関係）

[略]

振興局長 様

[略]

1～8 [略]

9 法第48条第7項において準用する法第5条第7項の同意があったことを証する書面

10 法第48条第7項において準用する法第5条第3項の協

認があったことを証する書面

10・11 [略]

[略]

様式第10号（第2条関係）

[略]

広域振興局長 様

[略]

1～8 [略]

9 法第48条第9項において準用する法第5条第7項の同意があったことを証する書面

10 法第48条第9項において準用する法第5条第3項の協議における意見をすべて記載した書面

11 法第48条第8項において準用する法第5条第5項の意見を記載した書面

12 法第48条第9項において準用する法第5条第6項の承認があったことを証する書面

13・14 [略]

[略]

様式第11号（第2条関係）

[略]

広域振興局長 様

[略]

1～5 [略]

6 法第48条第9項において準用する法第5条第7項の同意があったことを証する書面

7 法第48条第9項において準用する法第5条第3項の協議における意見をすべて記載した書面

8 法第48条第8項において準用する法第5条第5項の意見を記載した書面

9 法第48条第9項において準用する法第5条第6項の承認があったことを証する書面

10・11 [略]

[略]

様式第12号（第2条関係）

[略]

広域振興局長 様

[略]

1～8 [略]

9 法第48条第9項において準用する法第5条第7項の同意があったことを証する書面

10 法第48条第9項において準用する法第5条第3項の協

<p>議における意見をすべて記載した書面</p> <p>11 法第48条第6項において準用する法第5条第5項の意見を記載した書面</p> <p>12 法第48条第7項において準用する法第5条第6項の承認があったことを証する書面</p> <p>13・14 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第13号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 法第48条第7項において準用する法第5条第3項の協議における意見をすべて記載した書面</p> <p>[略]</p> <p>様式第14号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>1～8 [略]</p> <p>9 法第48条第7項において準用する法第5条第3項の協議における意見をすべて記載した書面</p> <p>[略]</p>	<p>議における意見をすべて記載した書面</p> <p>11 法第48条第8項において準用する法第5条第5項の意見を記載した書面</p> <p>12 法第48条第9項において準用する法第5条第6項の承認があったことを証する書面</p> <p>13・14 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第13号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 広域振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 法第48条第9項において準用する法第5条第3項の協議における意見をすべて記載した書面</p> <p>[略]</p> <p>様式第14号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 広域振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>1～8 [略]</p> <p>9 法第48条第9項において準用する法第5条第3項の協議における意見をすべて記載した書面</p> <p>[略]</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第15号から様式第20号までの様式中「 振興局長 様」を「 広域振興局長 様」に改める。

改正前	改正後
<p>様式第22号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>清算人が次のとおり就任（退任）したので、土地改良法（以下「法」という。）<u>第68条第2項</u>において準用する同法第18条第16項の規定により届けます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第23号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>清算人の住所（氏名）に変更があったので、土地改良法（以下「法」という。）<u>第68条第2項</u>において準用する同法</p>	<p>様式第22号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 広域振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>清算人が次のとおり就任（退任）したので、土地改良法（以下「法」という。）<u>第68条第4項</u>において準用する同法第18条第16項の規定により届けます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第23号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 広域振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>清算人の住所（氏名）に変更があったので、土地改良法（以下「法」という。）<u>第68条第4項</u>において準用する同</p>

第18条第16項の規定により届けます。 [略]	法第18条第16項の規定により届けます。 [略]
----------------------------	-----------------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第29号から様式第46号までの様式中「振興局長 様」を「広域振興局長 様」に改める。
(県立都市公園条例施行規則の一部改正)

第22条 県立都市公園条例施行規則（昭和41年岩手県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(申請書等の様式)</p> <p>第2条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び条例の規定により提出する申請書並びに法及び条例の規定により知事又は所管の<u>広域振興局長若しくは地方振興局長</u>（以下「知事等」という。）が許可したときに交付する許可書、入場券及び利用券（以下「申請書等」という。）は、様式第1号から様式第15号の5まで及び様式第15号の7から様式第15号の10までによらなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(工作物等を保管した場合の公示の場所)</p> <p>第2条の2 条例第10条の3第1項第1号の規則で定める場所は、工作物等（条例第10条の2第1号に規定する工作物等という。以下同じ。）を除却した県立都市公園の管理事務所（管理事務所を置かない県立都市公園にあつては、当該県立都市公園を所管する<u>地方振興局</u>）の掲示場とする。</p> <p>(保管工作物等一覧簿の閲覧)</p> <p>第2条の3 条例第10条の3第2項の規定により閲覧に供する方法は、当該工作物等を除却した県立都市公園を所管する<u>広域振興局総合支局土木部又は地方振興局土木部</u>（当該県立都市公園が岩手県営運動公園又は岩手県立御所湖広域公園の艇庫の場合にあつては、教育委員会事務局）において、保管工作物等一覧簿（様式第15号の11）を閲覧に供することによるものとする。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第7条 法、条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類（岩手県営運動公園及び岩手県立御所湖広域公園の艇庫に係るものを除く。）は、所管の<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>を経由しなければならない。</p>	<p>(申請書等の様式)</p> <p>第2条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び条例の規定により提出する申請書並びに法及び条例の規定により知事又は所管の<u>広域振興局長</u>（以下「知事等」という。）が許可したときに交付する許可書、入場券及び利用券（以下「申請書等」という。）は、様式第1号から様式第15号の5まで及び様式第15号の7から様式第15号の10までによらなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(工作物等を保管した場合の公示の場所)</p> <p>第2条の2 条例第10条の3第1項第1号の規則で定める場所は、工作物等（条例第10条の2第1号に規定する工作物等という。以下同じ。）を除却した県立都市公園の管理事務所（管理事務所を置かない県立都市公園にあつては、当該県立都市公園を所管する<u>広域振興局</u>）の掲示場とする。</p> <p>(保管工作物等一覧簿の閲覧)</p> <p>第2条の3 条例第10条の3第2項の規定により閲覧に供する方法は、当該工作物等を除却した県立都市公園を所管する<u>広域振興局土木部又は土木部土木センター</u>（当該県立都市公園が岩手県営運動公園又は岩手県立御所湖広域公園の艇庫の場合にあつては、教育委員会事務局）において、保管工作物等一覧簿（様式第15号の11）を閲覧に供することによるものとする。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第7条 法、条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類（岩手県営運動公園及び岩手県立御所湖広域公園の艇庫に係るものを除く。）は、所管の<u>広域振興局長</u>を経由しなければならない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第14号まで及び様式第15号の12から様式第22号までの様式中「（振興局長）」を「（広域振興局長）」に改める。
(旧知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部改正)

第23条 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則（平成20年岩手県規則第85号）附則第2項の規

定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和41年岩手県規則第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登記の届出)</p> <p>第4条 公益法人の設立及び監督に関する条例を廃止する条例（平成20年岩手県条例第51号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の届出は、当該登記の完了の日から起算して2週間以内に、知事（その行う事業が一の広域振興局、<u>地方振興局</u>又は保健所の所管区域内に限られる特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。）にあっては、所管する広域振興局若しくは<u>地方振興局</u>又は保健所の長。以下「知事等」という。）に対し、登記完了届（様式第4号）により行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(登記の届出)</p> <p>第4条 公益法人の設立及び監督に関する条例を廃止する条例（平成20年岩手県条例第51号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の届出は、当該登記の完了の日から起算して2週間以内に、知事（その行う事業が一の広域振興局又は保健所の所管区域内に限られる特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。）にあっては、所管する広域振興局又は保健所の長。以下「知事等」という。）に対し、登記完了届（様式第4号）により行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第4号、様式第5号及び様式第8号中「（ 振興局長）」を「（ 広域振興局長）」に改める。

（母子保健法施行細則の一部改正）

第24条 母子保健法施行細則（昭和41年岩手県規則第80号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(費用の徴収)</p> <p>第10条 <u>広域振興局</u>又は<u>地方振興局</u>の長（以下「局長」という。）は、法第21条の4第1項の規定に基づき、法第20条の規定に基づく養育医療の給付を受けた者（以下「被措置者」という。）又はその扶養義務者から、当該措置に要する費用について、別表により保健所長が決定する額を徴収しなければならない。</p> <p>(徴収費用の額の変更)</p> <p>第11条 保健所長は、災害その他やむを得ない理由により被措置者又はその扶養義務者の負担能力に変動が生じたと認めるときは、その変動の程度に応じて、前条の規定により<u>地方振興局長</u>が被措置者又はその扶養義務者から徴収する費用（以下「徴収費用」という。）の額を変更することができる。</p> <p>(納入の通知等)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第10条 <u>広域振興局長</u>（以下「局長」という。）は、法第21条の4第1項の規定に基づき、法第20条の規定に基づく養育医療の給付を受けた者（以下「被措置者」という。）又はその扶養義務者から、当該措置に要する費用について、別表により保健所長が決定する額を徴収しなければならない。</p> <p>(徴収費用の額の変更)</p> <p>第11条 保健所長は、災害その他やむを得ない理由により被措置者又はその扶養義務者の負担能力に変動が生じたと認めるときは、その変動の程度に応じて、前条の規定により<u>局長</u>が被措置者又はその扶養義務者から徴収する費用（以下「徴収費用」という。）の額を変更することができる。</p> <p>(納入の通知等)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

<p>3 <u>地方振興局長</u>は、被措置者又はその扶養義務者が納入期限から20日を経過してもなお完納しない場合は、督促するものとする。</p>	<p>3 <u>局長</u>は、被措置者又はその扶養義務者が納入期限から20日を経過してもなお完納しない場合は、督促するものとする。</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(宅地造成等規制法施行細則の一部改正)

第25条 宅地造成等規制法施行細則（昭和42年岩手県規則第75号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
<p>(許可の申請)</p> <p>第3条 法第8条第1項本文の許可を受けようとする者は、省令第4条第1項に規定する許可申請書の正本及び副本並びに図面に、宅地造成に関する工事を施行する土地の登記事項証明書を添えて、所管する<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>様式第2号（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>_____ <u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>様式第4号（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>正 宅地造成に関する工事の変更許可申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>_____ <u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>副 宅地造成に関する工事の変更許可通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">※</td> <td>[略]</td> <td rowspan="2" style="text-align: right; vertical-align: middle;">印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">許可通知欄</td> <td style="text-align: center;">_____ <u>振興局長</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p>	※	[略]	印	許可通知欄	_____ <u>振興局長</u>		[略]			[略]		<p>(許可の申請)</p> <p>第3条 法第8条第1項本文の許可を受けようとする者は、省令第4条第1項に規定する許可申請書の正本及び副本並びに図面に、宅地造成に関する工事を施行する土地の登記事項証明書を添えて、所管する<u>広域振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>様式第2号（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>_____ <u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>様式第4号（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>正 宅地造成に関する工事の変更許可申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>_____ <u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>副 宅地造成に関する工事の変更許可通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">※</td> <td>[略]</td> <td rowspan="2" style="text-align: right; vertical-align: middle;">印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">許可通知欄</td> <td style="text-align: center;">_____ <u>広域振興局長</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p>	※	[略]	印	許可通知欄	_____ <u>広域振興局長</u>		[略]			[略]	
※	[略]	印																					
許可通知欄	_____ <u>振興局長</u>																						
	[略]																						
	[略]																						
※	[略]	印																					
許可通知欄	_____ <u>広域振興局長</u>																						
	[略]																						
	[略]																						

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第5号、様式第7号及び様式第8号中「 _____ 振興局長 様」を「 _____ 広域振興局長 様」に改める。

改正前	改正後
-----	-----

<p>様式第9号（第11条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>振興局長</u> 印</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>様式第11号（第12条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">_____ <u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p>	<p>様式第9号（第11条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>広域振興局長</u> 印</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>様式第11号（第12条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">_____ <u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

（看護師養成所授業料等条例施行規則の一部改正）

第26条 看護師養成所授業料等条例施行規則（昭和44年岩手県規則第54号）の一部を次のように改正する。

様式第9号中「管理主幹」を「広域振興局の総務部長又は管理主幹」に改める。

様式第10号中「広域振興局総務部長又は地方振興局企画総務部管理主幹」を「広域振興局の総務部長又は管理主幹」に改める

。

（漁業近代化資金利子補給規則の一部改正）

第27条 漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年岩手県規則第76号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>様式第2号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;"><u>振興局</u></td> <td style="width: 70%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	<u>振興局</u>	[略]	[略]		<p>様式第2号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;"><u>広域振興局</u></td> <td style="width: 70%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	<u>広域振興局</u>	[略]	[略]	
<u>振興局</u>	[略]								
[略]									
<u>広域振興局</u>	[略]								
[略]									

備考 改正部分は、下線の部分である。

（過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正）

第28条 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和45年岩手県規則第38号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの様式中「 _____ 振興局長 様」を「 _____ 広域振興局長 様」に改める。

（林業種苗法施行細則の一部改正）

第29条 林業種苗法施行細則（昭和45年岩手県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（生産事業者登録簿）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 登録簿は、<u>広域振興局、広域振興局総合支局の農林部及び農林部農林センター並びに地方振興局の林務部及び農林部</u>に備えておくものとする。</p> <p>3 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧申請書（様式第2号）により<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>（以下「局長」という。）に申請しなければならない。</p>	<p>（生産事業者登録簿）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 登録簿は、<u>広域振興局林務部、農林部、農政部農林振興センター及び農林部農林振興センター</u>に備えておくものとする。</p> <p>3 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧申請書（様式第2号）により<u>広域振興局長</u>（以下「局長」という。）に申請しなければならない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第3号、様式第7号から様式第10号まで及び様式第13号から様式第15号までの様式中「振興局長様」を「広域振興局長様」に改める。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正)

第30条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和46年岩手県規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(許可の申請) 第3条 法第7条第1項の規定による許可を受けようとする者は、急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書（様式第2号）を所管する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。 2・3 [略]	(許可の申請) 第3条 法第7条第1項の規定による許可を受けようとする者は、急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書（様式第2号）を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。 2・3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第2号から様式第4号までの様式中「振興局長様」を「広域振興局長様」に改める。

改正前	改正後
様式第5号（第4条関係） [略] [略] 所管する__振興局名 [略]	様式第5号（第4条関係） [略] [略] 所管する <u>広域振興局名</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第6号から様式第9号までの様式中「振興局長様」を「広域振興局長様」に改める。

(農村地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第31条 農村地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和47年岩手県規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの様式中「振興局長様」を「広域振興局長様」に改める。

(卸売市場条例施行規則の一部改正)

第32条 卸売市場条例施行規則（昭和47年岩手県規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(仲卸業者に関し業務規程に定める事項等) 第10条の2 [略] 2 [略] 3 開設者は、前項の仲卸業者の名簿の記載事項に変更があったときは、速やかにその内容を所管する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）に報告しなければならない。 (買受人名簿等) 第11条 [略] 2 前項の買受人の名簿の記載事項に変更があった場合は、速やかにその内容を所管する局長に報告しなければならない。	(仲卸業者に関し業務規程に定める事項等) 第10条の2 [略] 2 [略] 3 開設者は、前項の仲卸業者の名簿の記載事項に変更があったときは、速やかにその内容を所管する広域振興局長に報告しなければならない。 (買受人名簿等) 第11条 [略] 2 前項の買受人の名簿の記載事項に変更があった場合は、速やかにその内容を所管する <u>広域振興局長</u> に報告しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号から様式第4号までの様式中「振興局長 様」を「広域振興局長 様」に改める。

改正前	改正後
<p>様式第5号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">振興局長 印</p> </div> <p>[略]</p> <p>様式第6号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">振興局長 印</p> </div> <p>[略]</p>	<p>様式第5号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">広域振興局長 印</p> </div> <p>[略]</p> <p>様式第6号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">広域振興局長 印</p> </div> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第7号から様式第22号までの様式中「振興局長 様」を「広域振興局長 様」に改める。

（屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第33条 屋外広告物条例施行規則（昭和47年岩手県規則第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（屋外広告物等表示等許可申請書）</p> <p>第2条 条例第4条第2項、第5条第3項又は第6条第1項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示等許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類（はり紙に係る許可申請書の場合には、意匠を示す図面）を添えて、屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する地域又は場所を所管する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>（広告物又は広告物を掲出する物件を保管した場合の公示の場所）</p> <p>第13条 条例第15条の3第1項第1号の規則で定める場所は、保管した広告物又は広告物を掲出する物件（以下「保管広告物等」という。）を除却した場所を所管する広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の掲示場とする。</p> <p>（保管広告物等一覧簿の閲覧）</p> <p>第14条 条例第15条の3第2項の規定により閲覧に供する方法は、保管広告物等を除却した場所を所管する広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部若しくは土木部土木センター又は地方振興局の土木部若しくは土木事務所において、保管広告物等一覧簿（様式第9号）を閲覧に供することによるものとする。</p>	<p>（屋外広告物等表示等許可申請書）</p> <p>第2条 条例第4条第2項、第5条第3項又は第6条第1項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示等許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類（はり紙に係る許可申請書の場合には、意匠を示す図面）を添えて、屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する地域又は場所を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>（広告物又は広告物を掲出する物件を保管した場合の公示の場所）</p> <p>第13条 条例第15条の3第1項第1号の規則で定める場所は、保管した広告物又は広告物を掲出する物件（以下「保管広告物等」という。）を除却した場所を所管する広域振興局の掲示場とする。</p> <p>（保管広告物等一覧簿の閲覧）</p> <p>第14条 条例第15条の3第2項の規定により閲覧に供する方法は、保管広告物等を除却した場所を所管する広域振興局土木部又は土木部土木センターにおいて、保管広告物等一覧簿（様式第9号）を閲覧に供することによるものとする。</p>

2～6 [略]

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第27条 条例第22条の規定により閲覧に供する方法は、県土整備部都市計画課並びに広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部及び土木部土木センター並びに地方振興局の土木部及び土木事務所において、屋外広告業者登録簿を閲覧に供することによるものとする。

2 [略]

(屋外広告業者監督処分簿の閲覧)

第36条 条例第31条第1項の規定により閲覧に供する方法は、県土整備部都市計画課又は広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部若しくは土木部土木センター若しくは地方振興局の土木部若しくは土木事務所において、屋外広告業者監督処分簿を閲覧に供することによるものとする。

2 [略]

様式第1号(第2条関係)

[略]		[略]
振興局長 様		
[略]		
[略]		
※ 許可通知欄	[略]	名印
	振興局長 氏	
[略]		

[略]

様式第1号の2(第2条の2関係)

[略]	
振興局長 様	
[略]	
[略]	

[略]

様式第2号(第7条関係)

[略]		[略]
振興局長 様		
[略]		
[略]		
※ 許可通知欄	[略]	名印
	振興局長 氏	
[略]		

[略]

様式第3号(第8条関係)

2～6 [略]

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第27条 条例第22条の規定により閲覧に供する方法は、県土整備部都市計画課並びに広域振興局土木部及び土木部土木センターにおいて、屋外広告業者登録簿を閲覧に供することによるものとする。

2 [略]

(屋外広告業者監督処分簿の閲覧)

第36条 条例第31条第1項の規定により閲覧に供する方法は、県土整備部都市計画課並びに広域振興局土木部及び土木部土木センターにおいて、屋外広告業者監督処分簿を閲覧に供することによるものとする。

2 [略]

様式第1号(第2条関係)

[略]		[略]
広域振興局長 様		
[略]		
[略]		
※ 許可通知欄	[略]	名印
	広域振興局長 氏	
[略]		

[略]

様式第1号の2(第2条の2関係)

[略]	
広域振興局長 様	
[略]	
[略]	

[略]

様式第2号(第7条関係)

[略]		[略]
広域振興局長 様		
[略]		
[略]		
※ 許可通知欄	[略]	名印
	広域振興局長 氏	
[略]		

[略]

様式第3号(第8条関係)

[略]	[略]
振興局長 様	
[略]	
[略]	
※ 許可通知欄	[略] 振興局長 氏 名印
	[略]

[略]

様式第7号（第11条関係）

[略]
振興局長 様
[略]
[略]

備考 地位を承継したことを証する書類その他広域振興局長又は地方振興局長が必要と認める書類を添付してください。

様式第8号（第12条関係）

[略]
振興局長 様
[略]
[略]

[略]

様式第10号（第16条関係）

[略]	様
岩手県知事	
(振興局長)	
[略]	
[略]	

[略]

[略]	[略]
広域振興局長 様	
[略]	
[略]	
※ 許可通知欄	[略] 広域振興局長 氏 名印
	[略]

[略]

様式第7号（第11条関係）

[略]
広域振興局長 様
[略]
[略]

備考 地位を承継したことを証する書類その他広域振興局長が必要と認める書類を添付してください。

様式第8号（第12条関係）

[略]
広域振興局長 様
[略]
[略]

[略]

様式第10号（第16条関係）

[略]	様
岩手県知事	
(広域振興局長)	
[略]	
[略]	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第11号から様式第13号までの様式中「振興局長 様」を「広域振興局長 様」に改める。
(漁港漁場整備法施行細則の一部改正)

第34条 漁港漁場整備法施行細則（昭和48年岩手県規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(土地又は水面の<u>立ち入り</u>等の許可申請)</p> <p>第3条 法第24条第1項後段（法第36条第1項で準用する場合を含む。）に規定する許可を受けようとする者は、土地（水面）立入（使用）許可申請書（様式第1号）を<u>所管地方振興局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(土地又は水面の<u>立入り</u>等の許可申請)</p> <p>第3条 法第24条第1項後段（法第36条第1項で準用する場合を含む。）に規定する許可を受けようとする者は、土地（水面）立入（使用）許可申請書（様式第1号）を<u>所管広域振興局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

<p>(水域又は公共空地における行為の許可申請)</p> <p>第6条 法第39条第1項本文に規定する許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に掲げる申請書及び書面等を知事又は<u>所管地方振興局長</u>（以下「知事等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(申請書等の経由等)</p> <p>第9条 この規則の規定により、<u>知事</u>に提出する申請書又は協議書等は、<u>所管地方振興局長</u>を経由しなければならない。</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>地方振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>地方振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第5号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事 様</p> <p>(<u>地方振興局長</u>)</p> <p>[略]</p> <p>様式第6号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>地方振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第7号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>地方振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第8号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事 様</p> <p>(<u>地方振興局長</u>)</p> <p>[略]</p>	<p>(水域又は公共空地における行為の許可申請)</p> <p>第6条 法第39条第1項本文に規定する許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に掲げる申請書及び書面等を知事又は<u>所管広域振興局長</u>（以下「知事等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(申請書等の経由)</p> <p>第9条 この規則の規定により知事に提出する申請書又は協議書等は、<u>所管広域振興局長</u>を経由しなければならない。</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第5号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事 様</p> <p>(<u>広域振興局長</u>)</p> <p>[略]</p> <p>様式第6号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第7号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第8号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事 様</p> <p>(<u>広域振興局長</u>)</p> <p>[略]</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県収入証紙条例施行規則の一部改正)

第35条 岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 各課等 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項及び第13条第1項に規定する各課等並びに同規則第15条に規定する出納局、岩手県議会事務局組織規程（昭和44年岩手県議会訓令第3号）第2条に規定する各課、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第15条に規定する各課等、岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）第2条、第9条、第14条、第19条及び第26条に規定する各課等、監査委員事務局組織に関する規程（平成7年岩手県監査委員訓令第1号）第2条に規定する各課、岩手県人事委員会事務局組織に関する規則（昭和40年岩手県人事委員会規則第19号）第2条に規定する職員課並びに岩手県労働委員会事務局組織に関する規則（昭和39年岩手県規則第23号）第2条に規定する審査調整課をいう。

(2) [略]

(申請書等の経由)

第3条 この規則により知事に提出する申請書又は届出書は、所管の広域振興局長又は地方振興局長（以下「広域振興局長等」という。）を経由しなければならない。ただし、2以上の広域振興局及び地方振興局の所管区域において証紙を売りさばく者が提出する申請書又は届出書については、この限りでない。

(売りさばき人の指定申請)

第7条 [略]

2・3 [略]

4 広域振興局長等は、第2項の申請書の提出があったときは、意見書を添えて速やかに知事に進達しなければならない。

(売りさばき所等の変更等)

第10条 [略]

2 売りさばき人は、売りさばき所を変更し、又は増設しようとするときは、岩手県収入証紙売りさばき所変更（増設）承認申請書（様式第5号）を所管広域振興局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(売りさばき業務等の廃止)

第11条 [略]

2 売りさばき人は、証紙の売りさばき所の廃止をしようとするときは、あらかじめ岩手県収入証紙売りさばき所廃止届（

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 各課等 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項及び第13条第1項に規定する各課等並びに同規則第14条に規定する出納局、岩手県議会事務局組織規程（昭和44年岩手県議会訓令第3号）第2条に規定する各課、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第15条に規定する各課等、岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）第2条、第9条、第14条、第19条及び第26条に規定する各課等、監査委員事務局組織に関する規程（平成7年岩手県監査委員訓令第1号）第2条に規定する各課、岩手県人事委員会事務局組織に関する規則（昭和40年岩手県人事委員会規則第19号）第2条に規定する職員課並びに岩手県労働委員会事務局組織に関する規則（昭和39年岩手県規則第23号）第2条に規定する審査調整課をいう。

(2) [略]

(申請書等の経由)

第3条 この規則により知事に提出する申請書又は届出書は、所管広域振興局長を経由しなければならない。ただし、2以上の広域振興局の所管区域において証紙を売りさばく者が提出する申請書又は届出書については、この限りでない。

(売りさばき人の指定申請)

第7条 [略]

2・3 [略]

4 広域振興局長は、第2項の申請書の提出があったときは、意見書を添えて速やかに知事に進達しなければならない。

(売りさばき所等の変更等)

第10条 [略]

2 売りさばき人は、売りさばき所を変更し、又は増設しようとするときは、岩手県収入証紙売りさばき所変更（増設）承認申請書（様式第5号）を所管広域振興局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(売りさばき業務等の廃止)

第11条 [略]

2 売りさばき人は、証紙の売りさばき所の廃止をしようとするときは、あらかじめ岩手県収入証紙売りさばき所廃止届（

様式第6号の2)を所管広域振興局長等に提出しなければならない。

(証紙の買受け)

第13条 市町村及び売りさばき人は、証紙を買い受けようとするときは、岩手県収入証紙買受申込書(様式第7号)を所管広域振興局長等に提出しなければならない。

2 広域振興局長等は、前項の証紙買受申込書を受理したときは、当該買受申込書に記載された種類ごとの数量の証紙を現金と引替えに売り渡すものとする。ただし、買受申込人が市町村であるときは、岩手県収入証紙受領書(様式第8号)と引替えに証紙を売り渡すとともに、当該市町村に対して会計規則第12条第1項に規定する納入通知票を送付するものとする。

(郵送による証紙の買受けの特例)

第14条 前条第2項の規定にかかわらず、広域振興局長等は、市町村からの郵送による証紙買受申込書を受理したときは、申込市町村に対して会計規則第12条第1項に規定する納入通知票を送付するものとする。

2 広域振興局長等は、証紙の売渡代金の納付があったことを確認したときは、岩手県収入証紙送付書(様式第9号・その1)を添えて、証紙買受申込書に記載された種類ごとの数量の証紙を郵送するものとする。

3 市町村は、前項の規定により証紙の郵送を受けたときは、直ちに、広域振興局長等に当該郵送された証紙に係る岩手県収入証紙受領書(様式第9号・その2)を提出しなければならない。

(県における売りさばき所等)

第15条の2 県における売りさばき所は、広域振興局総務部、広域振興局総合支局地域支援部及び地方振興局企画総務部(以下「広域振興局総務部等」という。)とする。

2 県は、知事が指定する売りさばき人が証紙を売りさばくことが困難な場合その他広域振興局長等が必要と認める場合に証紙を売りさばくものとする。

(証紙の請求)

第16条 広域振興局長等は、証紙の請求をするときは、四半期ごとの需要数量を見積もり、それぞれの始期の10日前までに

様式第6号の2)を所管広域振興局長に提出しなければならない。

(証紙の買受け)

第13条 市町村及び売りさばき人は、証紙を買い受けようとするときは、岩手県収入証紙買受申込書(様式第7号)を所管広域振興局長に提出しなければならない。

2 広域振興局長は、前項の証紙買受申込書を受理したときは、当該買受申込書に記載された種類ごとの数量の証紙を現金と引替えに売り渡すものとする。ただし、買受申込人が市町村であるときは、岩手県収入証紙受領書(様式第8号)と引替えに証紙を売り渡すとともに、当該市町村に対して会計規則第12条第1項に規定する納入通知票を送付するものとする。

(郵送による証紙の買受けの特例)

第14条 前条第2項の規定にかかわらず、広域振興局長は、市町村からの郵送による証紙買受申込書を受理したときは、申込市町村に対して会計規則第12条第1項に規定する納入通知票を送付するものとする。

2 広域振興局長は、証紙の売渡代金の納付があったことを確認したときは、岩手県収入証紙送付書(様式第9号・その1)を添えて、証紙買受申込書に記載された種類ごとの数量の証紙を郵送するものとする。

3 市町村は、前項の規定により証紙の郵送を受けたときは、直ちに、会計管理者の委任を受けた広域振興局の経営企画部(県南広域振興局経営企画部を除く。)及び総務部並びに県南広域振興局土木部の出納員(以下「広域振興局経営企画部等の出納員」という。)に当該郵送された証紙に係る岩手県収入証紙受領書(様式第9号・その2)を提出しなければならない。

(県における売りさばき所等)

第15条の2 県における売りさばき所は、広域振興局の経営企画部(県南広域振興局経営企画部を除く。)及び経営企画部地域振興センター、総務部及び総務部総務センター並びに土木部土木センター(北上土木センター、遠野土木センター及び千厩土木センターに限る。)とする。

2 県は、知事が指定する売りさばき人が証紙を売りさばくことが困難な場合その他広域振興局長が必要と認める場合に証紙を売りさばくものとする。

(証紙の請求)

第16条 広域振興局長は、証紙の請求をするときは、四半期ごとの需要数量を見積もり、それぞれの始期の10日前までに岩

岩手県収入証紙交付請求書（様式第10号）を出納局長に提出しなければならない。ただし、その期間中において証紙に不足を生じたときは、その都度請求することができる。

（証紙の交付等）

第17条 [略]

2 広域振興局長等は、前項に規定する証紙の交付を受けたときは、直ちに広域振興局総務部等の出納員に当該交付を受けた証紙を引き渡し、その保管を命じなければならない。

3 広域振興局総務部等の出納員は、前項の規定により、証紙の引渡しを受けたときは、直ちに、会計管理者に当該引渡しを受けた証紙に係る岩手県収入証紙受領書（様式第11号・その2）を提出しなければならない。

（売りさばき実績の報告）

第20条 市町村及び売りさばき人は、毎年度、3月末現在における証紙の売りさばき実績を、岩手県収入証紙売りさばき実績報告書（様式第12号）により、翌年度の4月15日までに所管広域振興局長等に報告しなければならない。

2 広域振興局長等は、市町村及び売りさばき人に対して売り渡した証紙並びに広域振興局総務部等において直接売りさばいた証紙に係る前年度分の出納状況（3月末日現在）を、岩手県収入証紙売渡高報告書（様式第13号）により、毎年4月20日までに出納局長に報告しなければならない。

（帳簿の備付け）

第22条 出納局出納担当課長及び広域振興局長等は、収入証紙出納簿（様式第15号）を備えておいて所要の事項を記載しなければならない。

手県収入証紙交付請求書（様式第10号）を出納局長に提出しなければならない。ただし、その期間中において証紙に不足を生じたときは、その都度請求することができる。

（証紙の交付等）

第17条 [略]

2 広域振興局長は、前項に規定する証紙の交付を受けたときは、直ちに広域振興局経営企画部等の出納員に当該交付を受けた証紙を引き渡し、その保管を命じなければならない。

3 広域振興局経営企画部等の出納員は、前項の規定により証紙の引渡しを受けたときは、直ちに、会計管理者に当該引渡しを受けた証紙に係る岩手県収入証紙受領書（様式第11号・その2）を提出しなければならない。

（売りさばき実績の報告）

第20条 市町村及び売りさばき人は、毎年度、3月末現在における証紙の売りさばき実績を、岩手県収入証紙売りさばき実績報告書（様式第12号）により、翌年度の4月15日までに所管広域振興局長に報告しなければならない。

2 広域振興局長は、市町村及び売りさばき人に対して売り渡した証紙並びに第15条の2第1項に規定する県における売りさばき所において直接売りさばいた証紙に係る前年度分の出納状況（3月末日現在）を、岩手県収入証紙売渡高報告書（様式第13号）により、毎年4月20日までに出納局長に報告しなければならない。

（帳簿の備付け）

第22条 出納局出納担当課長及び広域振興局長は、収入証紙出納簿（様式第15号）を備えておいて所要の事項を記載しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第5号、様式第6号の2及び様式第7号中「振興局長 様」を「広域振興局長 様」に改める。

様式第8号中「振興局（企画）総務部出納員 様」を「広域振興局（経営企画部）（総務部）（土木部）出納員 様」に、「市（町）（村）会計管理者（収入役）氏 名^印」を「市（町）（村）会計管理者 氏 名^印」に改める。

様式第9号中「振興局長 氏 名^印」を「広域振興局長 氏 名^印」に、「市（町）（村）会計管理者（収入役）氏 名^印」を「市（町）（村）会計管理者 氏 名^印」に、「振興局（企画）総務部出納員 様」を「広域振興局（経営企画部）（総務部）（土木部）出納員 様」に改める。

改正前	改正後
様式第10号（第16条関係） [略] <u>振興局長</u> 氏 名 [略]	様式第10号（第16条関係） [略] <u>広域振興局長</u> 氏 名 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第11号（その1）中「振興局長 様」を「広域振興局長 様」に改める。

様式第11号（その2）中「振興局（企画）総務部出納員 氏 名^印」を「広域振興局（経営企画部）（総務部）（土木部）出納員 氏 名^印」に改める。

改正前	改正後
様式第12号（第20条関係） [略] _____ 振興局長 様 [略]	様式第12号（第20条関係） [略] _____ 広域振興局長 様 [略]
様式第13号（第20条関係） [略] _____ 振興局長 氏 名 第1表 <u>広域振興局又は地方振興局分</u> [略] 第2表 市町村分 _____ 振興局 [略] 第3表 売りさばき人分 _____ 振興局 [略]	様式第13号（第20条関係） [略] _____ 広域振興局長 氏 名 第1表 <u>広域振興局分</u> [略] 第2表 市町村分 _____ 広域振興局 [略] 第3表 売りさばき人分 _____ 広域振興局 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（道路法施行細則の一部改正）

第36条 道路法施行細則（昭和48年岩手県規則第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(道路管理者以外の者の行う工事の承認等) 第2条 法第24条に規定する承認を受けようとする者は、道路 工事施行承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え て、所管する <u>広域振興局又は地方振興局の長</u> （以下「局長」 という。）に提出しなければならない。 (1)～(5) [略] 2～4 [略]	(道路管理者以外の者の行う工事の承認等) 第2条 法第24条に規定する承認を受けようとする者は、道路 工事施行承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え て、所管する <u>広域振興局長</u> （以下「局長」という。）に提出 しなければならない。 (1)～(5) [略] 2～4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第7号までの様式中「 _____ 振興局長 様」を「 _____ 広域振興局長 様」に改める。

（森林整備補助金交付規則の一部改正）

第37条 森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(補助金の交付の申請) 第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、原則として 、森林整備事業が完了した後、別表に掲げる森林整備事業補 助金交付申請書に同表に掲げる添付書類を添えて、別に定め	(補助金の交付の申請) 第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、原則として 、森林整備事業が完了した後、別表に掲げる森林整備事業補 助金交付申請書に同表に掲げる添付書類を添えて、別に定め

<p>る提出期限までに所管する<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>様式第1号（別表関係）</p> <p>[略]</p> <p><u> 振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p>	<p>る提出期限までに所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>様式第1号（別表関係）</p> <p>[略]</p> <p><u> 広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県自然環境保全条例施行規則の一部改正）

第38条 岩手県自然環境保全条例施行規則（昭和49年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（非常災害の応急措置として行った行為の届出）</p> <p>第17条 条例第15条第7項の規定による届出をしようとする者は、特別地区内非常災害応急措置届出書（様式第9号）を所管する<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p>	<p>（非常災害の応急措置として行った行為の届出）</p> <p>第17条 条例第15条第7項の規定による届出をしようとする者は、特別地区内非常災害応急措置届出書（様式第9号）を所管する<u>広域振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第9号から様式第28号までの様式中「 振興局長 様」を「 広域振興局長 様」に改める。

（漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部改正）

第39条 漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和51年岩手県規則第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>様式第2号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td><u>振興局</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	<u>振興局</u>	[略]	[略]		<p>様式第2号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td><u>広域振興局</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	<u>広域振興局</u>	[略]	[略]	
<u>振興局</u>	[略]								
[略]									
<u>広域振興局</u>	[略]								
[略]									

備考 改正部分は、下線の部分である。

（地すべり等防止法施行細則の一部改正）

第40条 地すべり等防止法施行細則（昭和52年岩手県規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（工事施行の承認の申請）</p> <p>第2条 法第11条第1項の規定による承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、地すべり防止区域内工事施行承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣又は国土交通大臣が指定した地すべり防止区域を管轄する<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>（5） 前各号に掲げるもののほか、<u>局長等</u>が必要と認める書類</p>	<p>（工事施行の承認の申請）</p> <p>第2条 法第11条第1項の規定による承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、地すべり防止区域内工事施行承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣又は国土交通大臣が指定した地すべり防止区域を管轄する<u>広域振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>（5） 前各号に掲げるもののほか、<u>局長</u>が必要と認める書類</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第8号までの様式中「振興局長 様」を「広域振興局長 様」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第41条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年岩手県規則第67号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(提出書類の部数及び経由) 第19条 法、政令、省令、条例及びこの規則により知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、当該書類は、本店又は主たる事務所若しくは事業所（以下「支店等」という。）の所在地が県内にある者にあつては所管の <u>広域振興局又は地方振興局の長</u> を経由して、支店等の所在地が県外にある者にあつては直接提出しなければならない。	(提出書類の部数及び経由) 第19条 法、政令、省令、条例及びこの規則により知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、当該書類は、本店又は主たる事務所若しくは事業所（以下「支店等」という。）の所在地が県内にある者にあつては所管の <u>広域振興局長</u> を経由して、支店等の所在地が県外にある者にあつては直接提出しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(老人福祉法施行細則の一部改正)

第42条 老人福祉法施行細則（昭和53年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

様式第23号の2から様式第23号の7までの様式中「振興局長 様」を「広域振興局長 様」に改める。

改正前	改正後
様式第26号（第14条関係） [略] _____ 振興局長 様 [略]	様式第26号（第14条関係） [略] _____ 岩手県知事 様 [略]
様式第27号（第15条関係） [略] _____ 振興局長 様 [略]	様式第27号（第15条関係） [略] _____ 広域振興局長 様 [略]
様式第28号（第16条関係） [略] _____ 振興局長 様 [略]	様式第28号（第16条関係） [略] _____ 広域振興局長 様 [略]
様式第33号（第18条関係） [略] _____ 岩手県知事 様 [略]	様式第33号（第18条関係） [略] _____ 広域振興局長 様 [略]
様式第35号（第19条関係） [略] _____ 振興局長 様 [略]	様式第35号（第19条関係） [略] _____ 広域振興局長 様 [略]
様式第37号（第20条関係） [略] _____ 振興局長 様	様式第37号（第20条関係） [略] _____ 広域振興局長 様

<p>[略]</p> <p>様式第38号（第21条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第39号（第21条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第40号（第23条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第41号（第23条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第42号（第23条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 振興局長 様</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>様式第38号（第21条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 岩手県知事 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第39号（第21条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 岩手県知事 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第40号（第23条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 広域振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第41号（第23条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 広域振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第42号（第23条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 広域振興局長 様</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>（森林法施行細則の一部改正）</p> <p>第43条 森林法施行細則（昭和53年岩手県規則第73号）の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>（書類の経由）</p> <p>第7条 法第6条第2項、第2章の2及び第3章の規定により知事に提出する書類は、所管する<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の長</u>を経由しなければならない。</p>	<p>（書類の経由）</p> <p>第7条 法第6条第2項、第2章の2及び第3章の規定により知事に提出する書類は、所管する<u>広域振興局長</u>を経由しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>（岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正）</p> <p>第44条 岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年岩手県規則第78号）の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>（貸付けの申請等）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 委託事務処理機関は、前項の貸付申請書の提出があったときは、速やかに当該貸付申請書を申請者の住所地を所管する<u>広域振興局又は地方振興局の長</u>（以下「局長」という。）に送付しなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>（貸付けの申請等）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 委託事務処理機関は、前項の貸付申請書の提出があったときは、速やかに当該貸付申請書を申請者の住所地を所管する<u>広域振興局長</u>（以下「局長」という。）に送付しなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(森林公園条例施行規則の一部改正)

第45条 森林公園条例施行規則（昭和55年岩手県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休場日及び使用時間) 第2条 [略] 2 条例第1条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、森林公園の所在地を所管する <u>広域振興局又は地方振興局の長</u> の承認を得て、前項の休場日以外の日において臨時に休場し、又は同項の休場日において臨時に開場することができる。 3 [略]	(休場日及び使用時間) 第2条 [略] 2 条例第1条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、森林公園の所在地を所管する <u>広域振興局長</u> の承認を得て、前項の休場日以外の日において臨時に休場し、又は同項の休場日において臨時に開場することができる。 3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(旧低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第46条 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則を廃止する規則（平成14年岩手県規則第79号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和55年岩手県規則第62号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの様式中「 振興局長 様」を「 広域振興局長 様」に改める。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第47条 生活保護法施行細則（昭和58年岩手県規則第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(備付書類) 第2条 <u>広域振興局長又は地方振興局長</u> （以下「局長」という。）は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。 (1)～(10) [略] (通知) 第3条 [略] 2 局長は、被保護者が居住地を当該 <u>広域振興局又は当該地方振興局</u> の所管区域外に移転したときは、速やかに、必要な決定を行い、別に定める様式による転出通知書により、新たな居住地の福祉に関する事務所の長に通知しなければならない。 (保護施設変更届等) 第12条 市町村は、その設置した保護施設について、法第41条第2項第1号及び第4号から第8号までに掲げる事項のいずれかを変更したときは、その変更した日から起算して14日以内に、別に定める様式による保護施設変更届により <u>知事又は広域振興局長</u> （以下「知事等」という。）に届け出なければならない。	(備付書類) 第2条 <u>広域振興局長</u> （以下「局長」という。）は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。 (1)～(10) [略] (通知) 第3条 [略] 2 局長は、被保護者が居住地を当該 <u>広域振興局</u> の所管区域外に移転したときは、速やかに、必要な決定を行い、別に定める様式による転出通知書により、新たな居住地の福祉に関する事務所の長に通知しなければならない。 (保護施設変更届等) 第12条 市町村は、その設置した保護施設について、法第41条第2項第1号及び第4号から第8号までに掲げる事項のいずれかを変更したときは、その変更した日から起算して14日以内に、別に定める様式による保護施設変更届により <u>当該市町村の区域を所管する局長</u> に届け出なければならない。

<p>2 [略]</p> <p>(保護施設事業開始届)</p> <p>第13条 保護施設の管理者は、その業務を開始した日から起算して14日以内に、別に定める様式による保護施設事業開始届を<u>知事等</u>に提出しなければならない。</p> <p>(改善命令等による措置結果報告)</p> <p>第14条 市町村又は社会福祉法人若しくは日本赤十字社は、法第45条第1項又は第2項の規定により保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくは廃止を命ぜられ、又は保護施設の設置の認可を取り消されたときは、その処分を受けた日から起算して30日以内に、当該処分に基づいてとった措置の結果を<u>知事等</u>に報告しなければならない。</p>	<p>2 [略]</p> <p>(保護施設事業開始届)</p> <p>第13条 保護施設の管理者は、その業務を開始した日から起算して14日以内に、別に定める様式による保護施設事業開始届を<u>知事（当該保護施設の管理者が市町村である場合にあっては、当該市町村の区域を所管する局長）</u>に提出しなければならない。</p> <p>(改善命令等による措置結果報告)</p> <p>第14条 市町村又は社会福祉法人若しくは日本赤十字社は、法第45条第1項又は第2項の規定により保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくは廃止を命ぜられ、又は保護施設の設置の認可を取り消されたときは、その処分を受けた日から起算して30日以内に、当該処分に基づいてとった措置の結果を<u>知事</u>に報告しなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(海岸法施行細則の一部改正)

第48条 海岸法施行細則（昭和59年岩手県規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(占用の許可の期間)</p> <p>第4条 法第7条第1項の規定による許可の有効期間は、10年以内において知事又は所管する広域振興局長又は<u>地方振興局長</u>（以下「知事等」という。）が許可のとき定める期間とする。</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第5条 次に掲げる事項は、法第7条第1項、法第8条第1項、法第37条の4及び法第37条の5の規定による知事等の許可の条件とする。</p> <p>(1) 法第7条第1項、法第8条第1項第2号、法第37条の4又は法第37条の5の許可を受けた者は、所管する広域振興局長又は<u>地方振興局長</u>（以下「局長」という。）の指示に従って、当該許可の期間中、占用（施設等の新設等）許可標識（様式第5号）を設置すること。</p> <p>(2)～(6) [略]</p>	<p>(占用の許可の期間)</p> <p>第4条 法第7条第1項の規定による許可の有効期間は、10年以内において知事又は所管する広域振興局長（以下「知事等」という。）が許可のとき定める期間とする。</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第5条 次に掲げる事項は、法第7条第1項、法第8条第1項、法第37条の4及び法第37条の5の規定による知事等の許可の条件とする。</p> <p>(1) 法第7条第1項、法第8条第1項第2号、法第37条の4又は法第37条の5の許可を受けた者は、所管する広域振興局長（以下「局長」という。）の指示に従って、当該許可の期間中、占用（施設等の新設等）許可標識（様式第5号）を設置すること。</p> <p>(2)～(6) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第4号までの様式中「（ 振興局長）」を「（ 広域振興局長）」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「所管する 振興局名」を「所管する広域振興局名」に改める。

(中山間地域活性化資金利子補給規則の一部改正)

第49条 中山間地域活性化資金利子補給規則（平成2年岩手県規則第61号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利子補給の承認申請)</p>	<p>(利子補給の承認申請)</p>

<p>第6条 融資機関は、貸し付ける資金に係る利子補給を受けようとするときは、当該貸付けについて、あらかじめ中山間地域活性化資金利子補給承認申請書（様式第1号）を所管する広域振興局長又は<u>地方振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>様式第1号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>振興局長</u> 氏 名^印</p> <p>[略]</p>	<p>第6条 融資機関は、貸し付ける資金に係る利子補給を受けようとするときは、当該貸付けについて、あらかじめ中山間地域活性化資金利子補給承認申請書（様式第1号）を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>様式第1号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>広域振興局長</u> 氏 名^印</p> <p>[略]</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

（林業技術センター条例施行規則の一部改正）

第50条 林業技術センター条例施行規則（平成5年岩手県規則第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（研修の許可の申請）</p> <p>第3条 条例第3条の許可（以下「研修の許可」という。）を受けようとする者は、研修の許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、岩手県林業技術センター（以下「センター」という。）の長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（1） 所属する森林組合若しくは団体の長、市町村長又は<u>広域振興局農林部、広域振興局総合支局の農林部若しくは農林部農林センター、地方振興局の林務担当部若しくは林務事務所</u>の長（以下「森林組合長等」という。）の推薦書（様式第2号）</p> <p>（2） [略]</p>	<p>（研修の許可の申請）</p> <p>第3条 条例第3条の許可（以下「研修の許可」という。）を受けようとする者は、研修の許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、岩手県林業技術センター（以下「センター」という。）の長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（1） 所属する森林組合若しくは団体の長、市町村長又は<u>広域振興局林務部、農林部、農政部農林振興センター若しくは農林部農林振興センター</u>の長（以下「森林組合長等」という。）の推薦書（様式第2号）</p> <p>（2） [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

（農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の一部改正）

第51条 農業経営負担軽減支援資金利子補給規則（平成7年岩手県規則第100号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（利子補給の承認申請）</p> <p>第6条 融資機関は、貸し付ける資金に係る利子補給を受けようとするときは、当該貸付けについて、あらかじめ農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書（様式第1号）を所管する広域振興局長又は<u>地方振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>様式第1号（第6条関係）</p>	<p>（利子補給の承認申請）</p> <p>第6条 融資機関は、貸し付ける資金に係る利子補給を受けようとするときは、当該貸付けについて、あらかじめ農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書（様式第1号）を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>様式第1号（第6条関係）</p>

<p>[略]</p> <p>_____ <u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">_____ <u>振興局長</u> 氏 名印</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>_____ <u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">_____ <u>広域振興局長</u> 氏 名印</p> <p>[略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（認定農業者育成確保資金利子補給規則の一部改正）

第52条 認定農業者育成確保資金利子補給規則（平成10年岩手県規則第120号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（利子補給の承認申請）</p> <p>第6条 融資機関は、貸し付ける資金に係る利子補給を受けようとするときは、当該貸付けについて、あらかじめ認定農業者育成確保資金利子補給承認申請書（様式第1号）を所管する<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第1号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ <u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">_____ <u>振興局長</u> 氏 名印</p> <p>[略]</p>	<p>（利子補給の承認申請）</p> <p>第6条 融資機関は、貸し付ける資金に係る利子補給を受けようとするときは、当該貸付けについて、あらかじめ認定農業者育成確保資金利子補給承認申請書（様式第1号）を所管する<u>広域振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第1号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ <u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">_____ <u>広域振興局長</u> 氏 名印</p> <p>[略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（知事が保有する行政文書の管理に関する規則の一部改正）

第53条 知事が保有する行政文書の管理に関する規則（平成11年岩手県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 出先機関 岩手県知事部局行政組織規則第3章に規定する出先機関（<u>広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局</u>にあつては、部及び所）をいう。</p> <p>(3) 課 本庁の室、課、所及び出納局並びに<u>政策調査監</u>の担当区分をいう。</p> <p>(4) 課長等 本庁の室長、総括課長、所長、<u>出納局長</u>及び</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 出先機関 岩手県知事部局行政組織規則第3章に規定する出先機関（<u>広域振興局</u>にあつては、部及び所）をいう。</p> <p>(3) 課 本庁の室、課、所及び出納局並びに<u>調査監</u>の担当区分をいう。</p> <p>(4) 課長等 本庁の室長、総括課長、所長、<u>出納指導監</u>及</p>

政策調査監をいう。

(5) [略]

(行政文書の管理体制)

第3条 法務私学課長は、行政文書の管理に関する事務を総括する。

2 広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局（以下「広域振興局等」という。）の総務部、地域支援部又は企画総務部の長（以下「文書主管部長」という。）は、当該広域振興局等の行政文書の管理に関する事務を統括する。

3 課及び出先機関に、行政文書に関する事務の適正な管理及び運営を図るため、文書管理者を置き、本庁にあっては課長等、出先機関にあっては当該出先機関の長又は法務私学課長が別に指定する者をもって充てる。

4 [略]

(行政文書の保存期間)

第6条 [略]

2・3 [略]

4 設定した保存期間の終了前に行政文書を廃棄してはならない。ただし、当該行政文書を保有する目的が失われた場合その他正当な理由がある場合において、本庁にあっては法務私学課長、出先機関にあっては当該出先機関の長（広域振興局等にあっては、文書主管部長。第9条第2項において同じ。）の承認を得たときは、この限りでない。

5 [略]

(保存期間が終了した行政文書の取扱い)

第8条 [略]

2 本庁の文書管理者は、設定した保存期間が3年以上のファイルについて、引き続き原本を使用する必要がある場合を除き、その作成した日の属する年度の翌々年度以後に、別に定めるところにより、法務私学課長に引き継がなければならない。

3 法務私学課長は、前項の規定による引継ぎを受けたファイルで保存期間が終了したものを、別に定めるところにより、廃棄するものとする。ただし、文書管理者から保存期間の延長の申出があったときは、当該行政文書の保存期間を延長して保存しなければならない。

4 前2項の規定は、広域振興局等の文書管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「法務私学課長」とあるのは、「文書主管部長」と読み替えるものとする。

(保存期間の延長)

び調査監をいう。

(5) [略]

(行政文書の管理体制)

第3条 法務学事課総括課長は、行政文書の管理に関する事務を総括する。

2 広域振興局経営企画部長（県南広域振興局にあっては、総務部長。以下「文書主管部長」という。）は、当該広域振興局の行政文書の管理に関する事務を統括する。

3 課及び出先機関に、行政文書に関する事務の適正な管理及び運営を図るため、文書管理者を置き、本庁にあっては課長等、出先機関にあっては当該出先機関の長又は法務学事課総括課長が別に指定する者をもって充てる。

4 [略]

(行政文書の保存期間)

第6条 [略]

2・3 [略]

4 設定した保存期間の終了前に行政文書を廃棄してはならない。ただし、当該行政文書を保有する目的が失われた場合その他正当な理由がある場合において、本庁にあっては法務学事課総括課長、出先機関にあっては当該出先機関の長（広域振興局にあっては、文書主管部長。第9条第2項において同じ。）の承認を得たときは、この限りでない。

5 [略]

(保存期間が終了した行政文書の取扱い)

第8条 [略]

2 本庁の文書管理者は、設定した保存期間が3年以上のファイルについて、引き続き原本を使用する必要がある場合を除き、その作成した日の属する年度の翌々年度以後に、別に定めるところにより、法務学事課総括課長に引き継がなければならない。

3 法務学事課総括課長は、前項の規定による引継ぎを受けたファイルで保存期間が終了したものを、別に定めるところにより、廃棄するものとする。ただし、文書管理者から保存期間の延長の申出があったときは、当該行政文書の保存期間を延長して保存しなければならない。

4 前2項の規定は、広域振興局の文書管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「法務学事課総括課長」とあるのは、「文書主管部長」と読み替えるものとする。

(保存期間の延長)

<p>第9条 [略]</p> <p>2 前条第1項の保存期間の延長後において、当該行政文書を保有する目的が失われた場合には、保存期間の終了前であっても、本庁にあっては<u>法務私学課長</u>、出先機関にあっては当該出先機関の長の承認を得たときは、廃棄することができる。</p>	<p>第9条 [略]</p> <p>2 前条第1項の保存期間の延長後において、当該行政文書を保有する目的が失われた場合には、保存期間の終了前であっても、本庁にあっては<u>法務学事課総括課長</u>、出先機関にあっては当該出先機関の長の承認を得たときは、廃棄することができる。</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(介護保険法施行細則の一部改正)

第54条 介護保険法施行細則（平成11年岩手県規則第119号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(書類の提出先)</p> <p>第52条 第27条及び第28条の規定により提出する申請書は所轄の<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>に、第30条から第32条まで及び第36条から第38条までの規定により提出する申請書は所轄の<u>保健所長</u>（奥州保健所の所轄の区域にあっては、<u>県南広域振興局長</u>）に提出しなければならない。</p>	<p>(書類の提出先)</p> <p>第52条 第27条、<u>第28条</u>、第30条から第32条まで及び第36条から第38条までの規定により提出する申請書は、<u>所轄の広域振興局長</u>に提出しなければならない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部改正)

第55条 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成11年岩手県規則第186号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">_____ <u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">_____ <u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(火薬類取締法施行細則の一部改正)

第56条 火薬類取締法施行細則（平成12年岩手県規則第106号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(申請書等の様式及び提出先)</p> <p>第2条 次の表の条項の欄に掲げる法又は省令の規定による同表書類の欄に掲げる申請書、届出書又は報告書は、それぞれ同表様式の欄に定める様式により、同表提出先の欄に定める者に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">条 項</th> <th style="width: 25%;">書 類</th> <th style="width: 25%;">様 式</th> <th style="width: 25%;">提 出 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>法第16条第2項</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td>火薬庫の所在地を管轄する<u>広域振興局長又は地方振興</u></td> </tr> </tbody> </table>	条 項	書 類	様 式	提 出 先	[略]				法第16条第2項	[略]		火薬庫の所在地を管轄する <u>広域振興局長又は地方振興</u>	<p>(申請書等の様式及び提出先)</p> <p>第2条 次の表の条項の欄に掲げる法又は省令の規定による同表書類の欄に掲げる申請書、届出書又は報告書は、それぞれ同表様式の欄に定める様式により、同表提出先の欄に定める者に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">条 項</th> <th style="width: 25%;">書 類</th> <th style="width: 25%;">様 式</th> <th style="width: 25%;">提 出 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>法第16条第2項</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td>火薬庫の所在地を管轄する<u>広域振興局長</u>（以下「局長</td> </tr> </tbody> </table>	条 項	書 類	様 式	提 出 先	[略]				法第16条第2項	[略]		火薬庫の所在地を管轄する <u>広域振興局長</u> （以下「局長
条 項	書 類	様 式	提 出 先																						
[略]																									
法第16条第2項	[略]		火薬庫の所在地を管轄する <u>広域振興局長又は地方振興</u>																						
条 項	書 類	様 式	提 出 先																						
[略]																									
法第16条第2項	[略]		火薬庫の所在地を管轄する <u>広域振興局長</u> （以下「局長																						

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: right;">局長（以下「局長」という。）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> </div> <p>（許可証の継続）</p> <p>第6条 法第17条第4項の規定により<u>公布</u>された譲渡許可証又は譲受許可証の譲受人記載欄又は譲渡人記載欄に余白がなくなったときは、当該許可証の交付を受けた者は、火薬類譲渡（譲受）許可証の継続許可証交付申請書（様式第23号）に当該許可証を添えて、当該許可証を交付した局長に継続許可証の交付を申請することができる。</p> <p>様式第2号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">_____ <u>振興局長</u> 様</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: right;">]という。)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> </div> <p>（許可証の継続）</p> <p>第6条 法第17条第4項の規定により<u>交付</u>された譲渡許可証又は譲受許可証の譲受人記載欄又は譲渡人記載欄に余白がなくなったときは、当該許可証の交付を受けた者は、火薬類譲渡（譲受）許可証の継続許可証交付申請書（様式第23号）に当該許可証を添えて、当該許可証を交付した局長に継続許可証の交付を申請することができる。</p> <p>様式第2号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">_____ <u>広域振興局長</u> 様</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> </div>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第4号から様式第6号までの様式中「（ _____ 振興局長）」を「（ _____ 広域振興局長）」に改める。

様式第7号、様式第12号から様式第14号まで及び様式第16号から様式第23号までの様式中「 _____ 振興局長 様」を「 _____ 広域振興局長 様」に改める。

（新しいわて水田農業確立推進資金利子補給規則の一部改正）

第57条 新しいわて水田農業確立推進資金利子補給規則（平成12年岩手県規則第116号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（利子補給の承認申請）</p> <p>第6条 融資機関は、貸し付ける資金に係る利子補給を受けようとするときは、当該貸付けについて、あらかじめ新しいわて水田農業確立推進資金利子補給承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を所管する<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第1号（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">_____ <u>振興局長</u> 様</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> </div> <p>様式第2号（第7条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">_____ <u>振興局長</u> 氏 名 印</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> </div>	<p>（利子補給の承認申請）</p> <p>第6条 融資機関は、貸し付ける資金に係る利子補給を受けようとするときは、当該貸付けについて、あらかじめ新しいわて水田農業確立推進資金利子補給承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を所管する<u>広域振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第1号（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">_____ <u>広域振興局長</u> 様</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> </div> <p>様式第2号（第7条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">_____ <u>広域振興局長</u> 氏 名 印</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> </div>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

（道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例施行規則の一部改正）

第58条 道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例施行規則（平成12年岩手県規則第132号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用又は収益の許可の申請)</p> <p>第2条 条例第3条第1項の使用又は収益の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、公共用財産使用（収益）許可申請書（様式第1号）を所管する広域振興局長又は<u>地方振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ <u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>注1 [略]</p> <p>2 使用（収益）の許可を受けようとする公共用財産に係る位置図、不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同法第14条第4項の地図に準ずる図面の写し、使用計画図、求積図、利害関係人がいるときは、その同意書（同意が得られないときは、その理由書）その他<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>が必要と認める書類を添付してください。</p> <p>3 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ <u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第3号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ <u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>注1 [略]</p> <p>2 譲渡を必要とする理由又は原因を明らかにする書類その他<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>が必要と認める書類を添付してください。</p> <p>3 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ <u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>注1 [略]</p>	<p>(使用又は収益の許可の申請)</p> <p>第2条 条例第3条第1項の使用又は収益の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、公共用財産使用（収益）許可申請書（様式第1号）を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ <u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>注1 [略]</p> <p>2 使用（収益）の許可を受けようとする公共用財産に係る位置図、不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同法第14条第4項の地図に準ずる図面の写し、使用計画図、求積図、利害関係人がいるときは、その同意書（同意が得られないときは、その理由書）その他<u>広域振興局長</u>が必要と認める書類を添付してください。</p> <p>3 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ <u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第3号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ <u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>注1 [略]</p> <p>2 譲渡を必要とする理由又は原因を明らかにする書類その他<u>広域振興局長</u>が必要と認める書類を添付してください。</p> <p>3 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ <u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>注1 [略]</p>

<p>2 地位を承継したことを証する書類その他広域振興局長又は<u>地方振興局長</u>が必要と認める書類を添付してください。</p> <p>3 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第5号（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____<u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>注1 [略]</p> <p>2 免除を受けようとする理由を明らかにする書類その他広域振興局長又は<u>地方振興局長</u>が必要と認める書類を添付してください。</p> <p>3 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第6号（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____<u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>注1 [略]</p> <p>2 原状に回復したことを証する書類その他広域振興局長又は<u>地方振興局長</u>が必要と認める書類を添付してください。</p> <p>3 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第7号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____<u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>注1 [略]</p> <p>2 免除（還付）を受けようとする理由を明らかにする書類その他広域振興局長又は<u>地方振興局長</u>が必要と認める書類を添付してください。</p> <p>[略]</p>	<p>2 地位を承継したことを証する書類その他広域振興局長が必要と認める書類を添付してください。</p> <p>3 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第5号（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____<u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>注1 [略]</p> <p>2 免除を受けようとする理由を明らかにする書類その他広域振興局長が必要と認める書類を添付してください。</p> <p>3 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第6号（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____<u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>注1 [略]</p> <p>2 原状に回復したことを証する書類その他広域振興局長が必要と認める書類を添付してください。</p> <p>3 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第7号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____<u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>注1 [略]</p> <p>2 免除（還付）を受けようとする理由を明らかにする書類その他広域振興局長が必要と認める書類を添付してください。</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

（河川流水占用料等徴収条例施行規則の一部改正）

第59条 河川流水占用料等徴収条例施行規則（平成12年岩手県規則第140号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（流水占用料等の徴収方法）</p> <p>第2条 条例第6条の規定による流水占用料等の徴収方法は、</p>	<p>（流水占用料等の徴収方法）</p> <p>第2条 条例第6条の規定による流水占用料等の徴収方法は、</p>

<p>知事又は所管する広域振興局長若しくは<u>地方振興局長</u>が河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第23条から第25条までの許可をし、又は法第32条第4項の規定による国土交通大臣から通知のあった際に納入通知書により一括して徴収するものとする。この場合において、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を徴収するものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>知事又は所管する広域振興局長が河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第23条から第25条までの許可をし、又は法第32条第4項の規定による国土交通大臣から通知のあった際に納入通知書により一括して徴収するものとする。この場合において、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を徴収するものとする。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（海岸占用料等徴収条例施行規則の一部改正）

第60条 海岸占用料等徴収条例施行規則（平成12年岩手県規則第141号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（占用料等の徴収方法）</p> <p>第2条 条例第6条の規定による占用料等の徴収方法は、知事又は所管する広域振興局長若しくは<u>地方振興局長</u>が海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項若しくは第37条の4又は第8条第1項第1号若しくは第37条の5第1号の許可の際に納入通知書により徴収するものとする。この場合において、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を徴収する。</p>	<p>（占用料等の徴収方法）</p> <p>第2条 条例第6条の規定による占用料等の徴収方法は、知事又は所管する広域振興局長が海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項若しくは第37条の4又は第8条第1項第1号若しくは第37条の5第1号の許可の際に納入通知書により徴収するものとする。この場合において、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を徴収する。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（砂防法施行条例施行規則の一部改正）

第61条 砂防法施行条例施行規則（平成12年岩手県規則第142号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（許可の申請）</p> <p>第3条 条例第4条第1項の許可を受けようとする者は、砂防設備使用（変更）許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長又は<u>地方振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（3） [略]</p>	<p>（許可の申請）</p> <p>第3条 条例第4条第1項の許可を受けようとする者は、砂防設備使用（変更）許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（3） [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号から様式第4号まで及び様式第6号から様式第8号までの様式中「振興局長 様」を「広域振興局長 様」に改める。

（森林病虫害等駆除事業補助金交付規則の一部改正）

第62条 森林病虫害等駆除事業補助金交付規則（平成13年岩手県規則第81号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（補助金の交付の申請）</p> <p>第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、原則として補助事業が完了した後、別表第2に掲げる森林病虫害等駆除事業補助金交付申請書に同表に掲げる添付書類を添えて、別</p>	<p>（補助金の交付の申請）</p> <p>第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、原則として補助事業が完了した後、別表第2に掲げる森林病虫害等駆除事業補助金交付申請書に同表に掲げる添付書類を添えて、別</p>

<p>に定める提出期限までに所管する<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>様式第1号（別表第2関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ <u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号（別表第2関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ <u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p>	<p>に定める提出期限までに所管する<u>広域振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>様式第1号（別表第2関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ <u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号（別表第2関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ <u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正）

第63条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成13年岩手県規則第97号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（登録簿の閲覧）</p> <p>第3条 法第26条の規定により、解体工事業者登録簿（以下「登録簿」という。）を一般の閲覧に供するため、岩手県県土整備部建設技術振興課並びに<u>広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部及び土木部土木センター並びに地方振興局の土木部及び土木事務所</u>に解体工事業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設置する。</p> <p>2 登録簿の閲覧時間は、岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日を除き、次の各号に掲げる閲覧所ごとに、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1） 県土整備部建設技術振興課及び<u>盛岡地方振興局土木部</u>内の閲覧所 午前8時30分から午後5時30分まで</p> <p>（2） <u>広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部及び土木部土木センター並びに地方振興局土木部（盛岡地方振興局土木部を除く。）及び宮古地方振興局岩泉土木事務所</u>内の閲覧所 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>3 知事又は<u>広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の長</u>は、登録簿の整理その他必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、臨時に登録簿を一般の閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間の変更をすることができる。この場合においては、その旨を閲覧所に掲示するものとする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>7 知事又は<u>地方振興局長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p>	<p>（登録簿の閲覧）</p> <p>第3条 法第26条の規定により、解体工事業者登録簿（以下「登録簿」という。）を一般の閲覧に供するため、岩手県県土整備部建設技術振興課並びに<u>広域振興局土木部及び土木部土木センター</u>に解体工事業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設置する。</p> <p>2 登録簿の閲覧時間は、岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日を除き、次の各号に掲げる閲覧所ごとに、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1） <u>岩手県県土整備部建設技術振興課及び盛岡広域振興局土木部</u>内の閲覧所 午前8時30分から午後5時30分まで</p> <p>（2） <u>広域振興局土木部（盛岡広域振興局土木部を除く。）及び土木部土木センター</u>内の閲覧所 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>3 知事又は<u>広域振興局長</u>は、登録簿の整理その他必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、臨時に登録簿を一般の閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間の変更をすることができる。この場合においては、その旨を閲覧所に掲示するものとする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>7 知事又は<u>広域振興局長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p>

(1)～(3) [略]

(1)～(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第64条 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則（平成14年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの様式中「振興局長 様」を「広域振興局長 様」に改める。

改正前		改正後	
様式第4号（第3条関係）		様式第4号（第3条関係）	
[略]		[略]	
振興局長 氏 名印		広域振興局長 氏 名印	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
教示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、 <u>広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。	教示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の <u>県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
	2 [略]		2 [略]
[略]		[略]	
様式第5号（第3条関係）		様式第5号（第3条関係）	
[略]		[略]	
振興局長 氏 名印		広域振興局長 氏 名印	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
教示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、 <u>広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。	教示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の <u>県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を経由して提出してください。
	2 [略]		2 [略]
[略]		[略]	
様式第6号ア（第3条関係）		様式第6号ア（第3条関係）	

[略]	
振興局長 氏 名印	
[略]	
[略]	
教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>

[略]

様式第6号イ（第3条関係）

[略]	
振興局長 氏 名印	
[略]	
[略]	
教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>

[略]

[略]	
広域振興局長 氏 名印	
[略]	
[略]	
教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>

[略]

様式第6号イ（第3条関係）

[略]	
広域振興局長 氏 名印	
[略]	
[略]	
教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正）

第65条 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成14年岩手県規則第105号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（書類の経由）</p> <p>第30条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、所管する<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の長</u>を経由しなければならない。</p> <p>様式第1号（第7条関係）</p>	<p>（書類の経由）</p> <p>第30条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、所管する<u>広域振興局長</u>を経由しなければならない。</p> <p>様式第1号（第7条関係）</p>

[略]

岩手県知事 様
(振興局長)

[略]

様式第2号 (第7条関係)

(表)

[略]	岩手県知事	印
	(振興局長)	
[略]		

(裏)

注 意

- 1 [略]
 - 2 捕獲等許可証は、その効力を失った日から30日以内に、これを岩手県知事、広域振興局長又は地方振興局長に返納しなければならない。
- [略]

[略]

様式第3号 (第7条関係)

[略]

岩手県知事 様
(振興局長)

[略]

様式第4号 (第7条関係)

(表)

[略]	岩手県知事	印
	(振興局長)	
[略]		

(裏)

注 意

- 1 [略]
 - 2 従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを岩手県知事、広域振興局長又は地方振興局長に返納しなければならない。
- [略]

[略]

[略]

岩手県知事 様
(広域振興局長)

[略]

様式第2号 (第7条関係)

(表)

[略]	岩手県知事	印
	(広域振興局長)	
[略]		

(裏)

注 意

- 1 [略]
 - 2 捕獲等許可証は、その効力を失った日から30日以内に、これを岩手県知事又は広域振興局長に返納しなければならない。
- [略]

[略]

様式第1号 (第7条関係)

[略]

岩手県知事 様
(広域振興局長)

[略]

様式第4号 (第7条関係)

(表)

[略]	岩手県知事	印
	(広域振興局長)	
[略]		

(裏)

注 意

- 1 [略]
 - 2 従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを岩手県知事又は広域振興局長に返納しなければならない。
- [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第5号から様式第10号まで及び様式第33号中「(振興局長)」を「(広域振興局長)」に改める。
(加賀野職員駐車場の管理及び利用に関する規則の一部改正)

第66条 加賀野職員駐車場の管理及び利用に関する規則（平成15年岩手県規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表 知事の事務部局の本庁又は <u>盛岡地方振興局</u> の職員 [略]	別表（ <u>第2条関係</u> ） 知事の事務部局の本庁又は <u>盛岡広域振興局</u> の職員 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部改正）

第67条 循環型地域社会の形成に関する条例施行規則（平成15年岩手県規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（提出書類の部数及び経由） 第3条の4 第3条の2第3号の産業廃棄物処理計画書及び前条の産業廃棄物処理計画実施状況報告書の提出部数は、正副2部とし、当該計画書及び報告書は、本店又は主たる事務所若しくは事業所（以下「本店等」という。）の所在地が県内にある者にあつては当該本店等の所在地を所管する <u>広域振興局又は地方振興局の長</u> （以下「 <u>所管広域振興局長等</u> 」という。）を経由して、当該本店等の所在地が県外にある者にあつては直接提出しなければならない。	（提出書類の部数及び経由） 第3条の4 第3条の2第3号の産業廃棄物処理計画書及び前条の産業廃棄物処理計画実施状況報告書の提出部数は、正副2部とし、当該計画書及び報告書は、本店又は主たる事務所若しくは事業所（以下「本店等」という。）の所在地が県内にある者にあつては当該本店等の所在地を所管する <u>広域振興局長</u> （以下「 <u>所管局長</u> 」という。）を経由して、当該本店等の所在地が県外にある者にあつては直接提出しなければならない。
（提出書類の部数及び経由） 第20条 第16条の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、当該書類は、廃棄物処理施設等の設置等の場所の <u>所管広域振興局長等</u> を経由して提出しなければならない。ただし、県外に駐機場所がある移動式施設に係る場合にあつては、当該書類の提出部数は1部とし、 <u>所管広域振興局長等</u> の経由を要しない。	（提出書類の部数及び経由） 第20条 第16条の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、当該書類は、廃棄物処理施設等の設置等の場所を <u>所管する広域振興局長</u> を経由して提出しなければならない。ただし、県外に駐機場所がある移動式施設に係る場合にあつては、当該書類の提出部数は1部とし、 <u>所管局長</u> の経由を要しない。
2 前条の規定により知事に提出する書類の提出部数は、1部とし、当該書類は、 <u>所管広域振興局長等</u> （県外に駐機場所がある移動式施設に係る場合にあつては、知事）に提出しなければならない。	2 前条の規定により知事に提出する書類の提出部数は、1部とし、当該書類は、 <u>所管局長</u> （県外に駐機場所がある移動式施設に係る場合にあつては、知事）に提出しなければならない。
（廃棄物処理施設等の維持管理基準）	（廃棄物処理施設等の維持管理基準）
第23条 [略]	第23条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 前項の規定により知事に提出する書類の提出部数は、1部とし、当該書類は、 <u>所管広域振興局長等</u> （県外に駐機場所がある移動式施設に係る場合にあつては、知事）に提出しなければならない。	5 前項の規定により知事に提出する書類の提出部数は、1部とし、当該書類は、 <u>所管局長</u> （県外に駐機場所がある移動式施設に係る場合にあつては、知事）に提出しなければならない。
6～10 [略]	6～10 [略]
11 前項の規定により知事に提出する書類の提出部数は、1部とし、当該書類は、 <u>所管広域振興局長等</u> に提出しなければならない。	11 前項の規定により知事に提出する書類の提出部数は、1部とし、当該書類は、 <u>所管局長</u> に提出しなければならない。

<p>(最終処分場の残余容量の報告)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 前項の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、当該書類は、<u>所管広域振興局長等</u>を経由して提出しなければならない。</p>	<p>(最終処分場の残余容量の報告)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 前項の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、当該書類は、<u>所管局長</u>を経由して提出しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第4号から様式第6号までの様式中「 振興局長」を「 広域振興局長」に改める。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第68条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年岩手県規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(書類の経由)</p> <p>第19条 県内に住所を有する者が、法及び省令の規定により知事に提出する書類は、所管する<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の長</u>を経由しなければならない。</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第19条 県内に住所を有する者が、法及び省令の規定により知事に提出する書類は、所管する<u>広域振興局長</u>を経由しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

第69条 岩手県産業廃棄物税条例施行規則（平成15年岩手県規則第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(委任外事項等)</p> <p>第4条 知事は、条例第5条第1項各号の事項について決定したときは、必要事項を関係する<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>（以下「局長」という。）に通知するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第1号（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>[略]</td> <td><u>振興局長</u> 氏</td> <td>名印</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>教示</p> <p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第9条関係）</p> <p>[略]</p>	[略]	<u>振興局長</u> 氏	名印	[略]			<p>(委任外事項等)</p> <p>第4条 知事は、条例第5条第1項各号の事項について決定したときは、必要事項を関係する<u>広域振興局長</u>（以下「局長」という。）に通知するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第1号（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>[略]</td> <td><u>広域振興局長</u> 氏</td> <td>名印</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>教示</p> <p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第9条関係）</p> <p>[略]</p>	[略]	<u>広域振興局長</u> 氏	名印	[略]		
[略]	<u>振興局長</u> 氏	名印											
[略]													
[略]	<u>広域振興局長</u> 氏	名印											
[略]													

[略]	[略]
振興局長 様	
[略]	

備考1 この申告書は、最終処分場ごとにその所在地の広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の長に1通提出してください。

2～4 [略]

[略]

様式第3号（第9条関係）

（表）

[略]

[略]	[略]
振興局長 様	
[略]	

[略]

（裏）

記載上の注意

1 この申請書は、岩手県産業廃棄物税条例第18条第2項の規定の適用を受けようとする場合に、広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の長に提出してください。

2～14 [略]

様式第4号（第11条関係）

[略]

振興局長 氏 名^印

[略]

[略]	
教示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、 <u>広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を經由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第5号（第12条、第15条関係）

[略]	[略]
広域振興局長 様	
[略]	

備考1 この申告書は、最終処分場ごとにその所在地の広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターに1通提出してください。

2～4 [略]

[略]

様式第3号（第9条関係）

（表）

[略]

[略]	[略]
広域振興局長 様	
[略]	

[略]

（裏）

記載上の注意

1 この申請書は、岩手県産業廃棄物税条例第18条第2項の規定の適用を受けようとする場合に、広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターに提出してください。

2～14 [略]

様式第4号（第11条関係）

[略]

広域振興局長 氏 名^印

[略]

[略]	
教示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の <u>県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u> を經由して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第5号（第12条、第15条関係）

[略]

[略]	[略]
振興局長 様	
[略]	

[略]

様式第7号(第13条、第14条関係)

[略]

[略]	[略]
振興局長 様	
[略]	

[略]

様式第8号(第9条関係)

[略]

[略]	[略]
振興局長 様	
[略]	

備考1 この申告書は、最終処分場ごとにその所在地の
広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局
の長に1通提出してください。

2~4 [略]

[略]

様式第9号(第19条関係)

[略]	
[略]	
振興局長 氏 名印	
次のとおり 更正、決定 加算金決定 したので通知します。	
なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局で納付してください。	
[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知(納税の通知)書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面(正副2通)をもって審査請求をすることができま

[略]

[略]	[略]
広域振興局長 様	
[略]	

[略]

様式第7号(第13条、第14条関係)

[略]

[略]	[略]
広域振興局長 様	
[略]	

[略]

様式第8号(第9条関係)

[略]

[略]	[略]
広域振興局長 様	
[略]	

備考1 この申告書は、最終処分場ごとにその所在地の
広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営
企画部又は経営企画部地域振興センターに1通提出
してください。

2~4 [略]

[略]

様式第9号(第19条関係)

[略]	
[略]	
広域振興局長 氏 名印	
次のとおり 更正、決定 加算金決定 したので通知します。	
なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。	
[略]	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知(納税の通知)書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面(正副2通)をもって審査請求をすることができま

<p>す。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>	<p>す。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った<u>広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>を経由して提出してください。</p> <p>2 [略]</p>
[略]	[略]
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第70条 岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岩手県規則第93号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付資格の認定)</p> <p>第4条 貸付資格の認定を受けようとする者は、県から直接貸付けを受けようとする場合にあつてはその者の住所地、主たる事務所若しくは法第7条第2項の林業・木材産業改善措置に関する計画に基づき事業を行う事業所の所在地若しくは所有地（以下「住所地等」という。）をその地区内に含む森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号の事業を行う森林組合で第19条第2項の規定により岩手県森林組合連合会から貸付けに係る事務の一部の委託を受けたもの、岩手県木材産業協同組合又は岩手県森林整備協同組合（以下「事務委託機関」という。）を経由し、融資機関から貸付けを受けようとする場合にあつては当該融資機関を経由して、別に定める様式による林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（以下「貸付資格認定申請書」という。）を所管する広域振興局長又は<u>地方振興局長</u>（貸付事業が2以上の広域振興局又は<u>地方振興局</u>の所管区域にわたる場合は知事。以下「知事等」という。）に提出するものとする。</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>(貸付資格の認定)</p> <p>第4条 貸付資格の認定を受けようとする者は、県から直接貸付けを受けようとする場合にあつてはその者の住所地、主たる事務所若しくは法第7条第2項の林業・木材産業改善措置に関する計画に基づき事業を行う事業所の所在地若しくは所有地（以下「住所地等」という。）をその地区内に含む森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号の事業を行う森林組合で第19条第2項の規定により岩手県森林組合連合会から貸付けに係る事務の一部の委託を受けたもの、岩手県木材産業協同組合又は岩手県森林整備協同組合（以下「事務委託機関」という。）を経由し、融資機関から貸付けを受けようとする場合にあつては当該融資機関を経由して、別に定める様式による林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（以下「貸付資格認定申請書」という。）を所管する広域振興局長（貸付事業が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合は、<u>知事</u>。以下「知事等」という。）に提出するものとする。</p> <p>2～5 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(各地区合同庁舎等職員駐車場の管理及び利用に関する規則の一部改正)

第71条 各地区合同庁舎等職員駐車場の管理及び利用に関する規則（平成17年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員駐車場の利用)</p> <p>第2条 職員駐車場を利用することができる者は、当該職員駐車場に係る地区合同庁舎等内で勤務する職員（以下「職員」という。）のうち、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第29条第1項第2号に掲げる職員で同項の通勤手当の支給を受けているもの又は当該通勤手当に相当する手当の支給を受けている職員であつて、次の各号の</p>	<p>(職員駐車場の利用)</p> <p>第2条 職員駐車場を利用することができる者は、当該職員駐車場に係る地区合同庁舎等内で勤務する職員（以下「職員」という。）のうち、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第29条第1項第2号に掲げる職員で同項の通勤手当の支給を受けているもの又は当該通勤手当に相当する手当の支給を受けている職員であつて、次の各号の</p>

<p>いずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その他職員駐車場を管理する<u>広域振興局又は地方振興局の長</u>(以下「局長」という。)が特に必要と認める者</p> <p>2 [略]</p>	<p>いずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その他職員駐車場を管理する<u>広域振興局長</u>(以下「局長」という。)が特に必要と認める者</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第72条 プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例施行規則(平成17年岩手県規則第70号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(損害賠償等に備えた措置の確認等)</p> <p>第8条 条例第18条第1項の規定に基づき損害賠償等に備えた措置の状況に関する書類の提出を求められた者は、損害賠償等に備えた財産措置状況等報告書(別記様式)を所管する<u>広域振興局長又は地方振興局長</u>に提出するものとする。</p> <p>別記様式(第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>_____ <u>振興局長</u> 様</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	_____ <u>振興局長</u> 様	[略]	[略]	[略]	<p>(損害賠償等に備えた措置の確認等)</p> <p>第8条 条例第18条第1項の規定に基づき損害賠償等に備えた措置の状況に関する書類の提出を求められた者は、損害賠償等に備えた財産措置状況等報告書(別記様式)を所管する<u>広域振興局長</u>に提出するものとする。</p> <p>別記様式(第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>_____ <u>広域振興局長</u> 様</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	_____ <u>広域振興局長</u> 様	[略]	[略]	[略]
[略]													
[略]													
_____ <u>振興局長</u> 様													
[略]													
[略]													
[略]													
[略]													
[略]													
_____ <u>広域振興局長</u> 様													
[略]													
[略]													
[略]													

備考 改正部分は、下線の部分である。

(動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第73条 動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成17年岩手県規則第85号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第2号(第3条関係)</p> <p>[略]</p> <p>_____ <u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p>	<p>様式第2号(第3条関係)</p> <p>[略]</p> <p>_____ <u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則の一部改正)

第74条 特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則(平成18年岩手県規則第88号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第2号(第7条関係)</p> <p>[略]</p> <p>_____ <u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p>	<p>様式第2号(第7条関係)</p> <p>[略]</p> <p>_____ <u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第75条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成19年岩手県規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(着手の届出)</p> <p>第4条 法第9条第1項の許可（以下第7条を除き「許可」という。）を受けた者は、当該許可に係る対策工事等（法第11条に規定する対策工事等をいう。以下同じ。）に着手したときは、遅滞なく、別に定める様式による特定開発行為着手届出書を所管する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p>	<p>(着手の届出)</p> <p>第4条 法第9条第1項の許可（以下第7条を除き「許可」という。）を受けた者は、当該許可に係る対策工事等（法第11条に規定する対策工事等をいう。以下同じ。）に着手したときは、遅滞なく、別に定める様式による特定開発行為着手届出書を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号中「振興局長 氏 名^印」を「広域振興局長 氏 名^印」に改める。

(企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第76条 企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成19年岩手県規則第121号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>_____ 振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> </div>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>_____ 広域振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> </div>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第77条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年岩手県規則第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(備付書類)</p> <p>第2条 広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）は、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかななければならない。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(通知)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 局長は、被支援者が居住地を当該広域振興局又は当該地方振興局の所管区域外に移転したときは、速やかに、必要な決定を行い、別に定める様式による転出通知書により、新たな居住地の福祉に関する事務所の長に通知しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(備付書類)</p> <p>第2条 広域振興局長（以下「局長」という。）は、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかななければならない。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(通知)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 局長は、被支援者が居住地を当該広域振興局の所管区域外に移転したときは、速やかに、必要な決定を行い、別に定める様式による転出通知書により、新たな居住地の福祉に関する事務所の長に通知しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>

<p>(保護施設変更届等)</p> <p>第11条 市町村は、その設置した保護施設について、保護法第41条第2項第1号及び第4号から第8号までに掲げる事項のいずれかを変更したときは、その変更した日から起算して14日以内に、別に定める様式による保護施設変更届により<u>知事又は広域振興局長（以下「知事等」という。）</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(保護施設事業開始届)</p> <p>第12条 保護施設の管理者は、その業務を開始した日から起算して14日以内に、別に定める様式による保護施設事業開始届を<u>知事等</u>に提出しなければならない。</p> <p>(改善命令等による措置結果報告)</p> <p>第13条 市町村又は社会福祉法人若しくは日本赤十字社は、保護法第45条第1項又は第2項の規定により保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくは保護施設の廃止を命ぜられ、又は保護施設の設置の認可を取り消されたときは、その処分を受けた日から起算して30日以内に、当該処分に基づいてとった措置の結果を<u>知事等</u>に報告しなければならない。</p>	<p>(保護施設変更届等)</p> <p>第11条 市町村は、その設置した保護施設について、保護法第41条第2項第1号及び第4号から第8号までに掲げる事項のいずれかを変更したときは、その変更した日から起算して14日以内に、別に定める様式による保護施設変更届により<u>当該市町村の区域を所管する局長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(保護施設事業開始届)</p> <p>第12条 保護施設の管理者は、その業務を開始した日から起算して14日以内に、別に定める様式による保護施設事業開始届を<u>知事（当該保護施設の管理者が市町村である場合にあっては、当該市町村の区域を所管する局長）</u>に提出しなければならない。</p> <p>(改善命令等による措置結果報告)</p> <p>第13条 市町村又は社会福祉法人若しくは日本赤十字社は、保護法第45条第1項又は第2項の規定により保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくは保護施設の廃止を命ぜられ、又は保護施設の設置の認可を取り消されたときは、その処分を受けた日から起算して30日以内に、当該処分に基づいてとった措置の結果を<u>知事</u>に報告しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岩手県規則（以下「改正前規則」という。）の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。
- 3 改正前規則の様式による用紙等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。